

マシタナラバ、此問題ハ適當ノ程度ニ於テ解決致シタイモノト希望スルノデア
リマス……」(大正十年第四十四議會、貴族院速記録三二三頁)

總理大臣の口から「今日内外ノ狀況ハ如何ナルモノデアアルカト云フコトハ篤ト御考
察ヲ願ヒタイ、歐洲大戦争ノ後ヲ承ケマシテ、列國ノ間ニハ随分非常ナル變化ヲ致シ
タ、之ガ爲ニ國ノ將ニ亡ビントスル處モアリマスガ云々」、「更ニ重大ナル内外ノ形勢
ニアルト云フコトニ想到セラレマシタナラバ云々」などの説明を聞かされると、普通
に吾々が耳馴れて居る形容詞的の意味ばかりではなく、何者か事實上に重大事件が伏
在して居るのではあるまいかと思はれる、此の如き背景の前面に於て、昇格問題のや
うな云はゞ左までの事ではない問題、而も政府は相當な措置をすると云つて居る既に
事済みの問題を捉へて来て、風教に關する決議を爲やうとするのは奈何んなものであ
らうか、此問題は簡單に「議會政府圓滿ナル關係ヲ保チ」、「適當ノ程度ニ於テ解決致
シタイト希望スルノデアリマス」と云はれるのである、此等の説明や希望は總理大臣

と云ふ官職に結び付けて考へると、威嚇と云ふ文字は強よ過ぎるが、兎に角背後から
ある者が歴へ付けて來ると云ふ論旨であるのは確かである、一種の軽い威嚇の曲論で
あるまいか。

第二四八例

○關直彦君「……若シ何時マデモ抑ヘラレテ、何時マデモ之ヲ

通過スルコトガ出來ナイト云フコトニナリマスルト云フト、國民多數ノ不平ニ
乗ジテ、諸君ガ最モ恐レル所ノ過激思想ノ乗ズル所トナツテ、如何ナル結果ヲ
來スカト云フコトヲ吾々ハ虞レルノデアリマス、(拍手起ル)丁度爰ニ面白イ例
ガアリマスルガ、昨年ノ一月二日吾々ガ之ヲ提唱致シマシテ、議院ニ提出シタ
ル時ニ當ツテハ、院外ノ聲援者ガ雲ノ如ク集ツテ、随分紛擾ヲ醸シタコトハ諸
君モ御覽ニナツタ事デアリマスルガ、今日ノ形勢ハドウデアリマスカ、甚ダ靜
肅デアアル(ソラ見ロ)ト呼ブ者アリ笑聲起ル此靜肅トイフコトハ——諸君御聽
キ下サイ、此靜肅ト云フコトハ、果シテ祥事デアアルカ不祥事デアアルカ「祥事デ

アルト呼ぶ者アリ)其真相ヲ考ヘマスルト云フト、甚ダ私ハ寒心ニ堪ヘナイ、
 祥事デアルト樂觀サレルヤウデハ、吾々ハ甚ダ寒心ニ堪ヘナイノデアアル(拍手
 起ル)其中ニハ普選案ヲ手緩シト云フ議論ガ行ハレテ居ルノデアリマス(拍手
 起ル)議會頼ムニ足ラス、政府頼ムニ足ラズ、即チ直接行動ニ出ヅルト云フコ
 トノ議論ガ、行ハレ掛ケテ來テ居ルノデアリマス(拍手起ル)現ニ或ル勞働團體
 ノ如キハ議會否認、政府否認ノ議論ヲスラ公言シテ居ルノデアアル、是レ吾々ノ
 眞面目ニ後世子孫ノ爲メニ此壇上ニ於テ、諸君ト共ニ本問題ヲ解決スルト云フ
 コトニ參與ヲシナイ所以、最早一步ヲ飛越エテ、非常手段ヲ望ム者ガアルト云
 フ傾向ガアルノデアリマス(拍手起ル)「憂慮ニ堪ヘヌ」、「惻巧ニナツタノダ」、
 「君ノ煽動ニ乘ラスノダ」ト呼ぶ者アリ)

(大正十年第四十四議會、衆議院速記録一七五頁)

「或ル勞働團體ノ如キハ議會否認、政府否認ノ議論ヲスラ公言シテ居ル」、「最早一步

ヲ飛越エテ非常手段ヲ望ム者ガアルト云フ傾向ガアル」といふのであるが、これを實
 際問題として考へて見ると、その否認説を唱へる人は幾人あるか、又それに共鳴する
 人が幾人あるかの程度の問題は、確實に解らないが質の問題として考へると、議會否
 認政府否認と云ふことは、つまり現國家の瓦解と云ふことになる、吾々としてはこれ
 ほど恐ろしい脅威はない、生命は脅かされる、身體も脅かされる、財産も脅かされる
 露西亞の現状を見れば肌粟を生せしめる、諸君にして今日普選案に賛成せなければ
 此の如く生命も脅かされるぞ、身體も脅かされるぞ、財産も脅かされるぞと脅威した
 議論ではあるまいか、少くとも普選案に賛成せない人は此の如き直接行動論者に對し
 愈々直接行動に着手して見ると、挑戦したも同じだとの非難を蒙つても仕方がないぢ
 やないか、昨年と今年とを比較して見たら、左様云はれても辯解の仕様がないうちやな
 いかと随分手厳しい威嚇の曲論であると著者は解釋する、當を得ないかも知れぬが。

第二四九例

二人が議論をするとする、一人が言はうとするど他方が饒舌べり

立て、中々言はさぬ、もう仕舞ひかと思つて言はうとすると又た饒舌べり出す
斯くして結局時間を塞いで仕舞つて、相手方をして一言も饒舌べることを得ざ
らしめ、時間が来たが爲めに其まゝ物分れとならねばならぬことがある、一言
も饒舌べることの出来なかつた方は、不愉快ではあるが仕方がない、別れねば
ならぬ、所謂勝つた方は兎に角勝つたとして得意で居る、即ち相手方が自説を
認容したものととして取扱つて仕舞ふ。

かういふ議論の仕方はよくあるのであるが、果して當を得たものであらうか、一目
してその非なることは誰れにも了解されるのである、それと同時に議論をする前には
先づ時間について、發言の順序について、又た採決の方法について、其他の順序手続
きについて豫め了解を求めて置く必要がある、而も尙ほ了解はして居ても實際の場合
になると、之を守らぬ人も出来て来るからその時は強制力を用ひねばならぬと云ふこ
とをも了解して置く必要がある、議論討論といふものは中々厄介なもので、初めは徳

義を重んじて居ても終りには「そんな法律が何處にある」と云ふ、さもない事になり勝
ちのものである、これは威嚇の曲論として茲に掲げるのは如何かと思ふが、無理遣り
に自分の説を通す點が酷似して居るので掲げて置いた。

第二五〇例

如何に質問し如何に攻撃しても、自分に都合の悪いことであれば
キユツともスツとも言はず、只だ沈黙を守つて居るのみで、實際手挺に了へな
いと云ふことがある、而も時間は遠慮なく過ぎて遂には執れかに決せねばなら
ぬ時が到来し、自然に執れかに決まつて仕舞ふと云ふズルイ態度である。

これは全く消極的な遣り方であつて、威嚇の曲論の部に入れるべきでないかも知れ
ぬが、見やうによつては此の曲論に比敵すべき陰險な仕方だとも云へる、女が唯だ泣
く計りで何を言つても返事をせぬ場合とか、手紙に何か依頼して來ることがあつても
都合の悪いことであれば返事をせず握り潰して仕舞ひ、郵便局の間違ではないかと
いふ想像の裏にかくれて、知らぬ顔をして居る場合とか云ふ様なことは日常往々ある

ことである、男らしくない卑屈な話であるけれども、又た萬已むを得ぬこともある、此等は消極的のものに過ぎぬが茲に掲げるのが便利であると思ふから掲げて置く。

第二五一例

○國務大臣(原敬君)「島田君ノ御質問ニ御答ヲ致シタイノデアリマス、併シナガラ島田君ノ御演説ハ、大部分御議論デアリマス(「高聲ニ願ヒマス」ト呼ブ者アリ)大部分御議論デアルト致セバ強テ答辯ノ必要ハ無イ譯デアリマスケレドモ(「ヒヤ〜」ト呼ビ拍手スル者アリ)併ナガラ此場合明瞭ニ致シテ置ク方ガ彼我ノ爲ニ宜シイト思フ(「聞エスカラ御明瞭ニ願ヒマス、聞エマセヌ」ト呼ブ者アリ)ドウモ生レ付キデ仕方ガアリマセヌ(三木武吉君「議場ニ徹底スル聲ガ出セヌノカ」ト呼ビ「黙レ騒グカラ徹底シナイノダ」生レ付キトハ何ダ、努メテ高聲ニ願ヒタイト云フノダ)「黙レ三木」ト呼ブ者アリ、議場騒然)

(大正九年第四十三議會、衆議院速記録二二頁)

○若槻禮次郎君「……………私ガ不可抗力デ死ナセナケレバナラヌヤウナ所ニ御置

キニナツタノハ、ドウ云フ譯デアルカ、斯ウ御尋ヲシタノミデアリマス、一番
大○切○ナ○問○題○ニ○對○シ○テ○答○ヘ○ラ○レ○タ○コ○ト○ハ、例ニ依ツテ極メテ低聲ニ御述ベニナツ
テ○私○ノ○席○マ○デ○聽○エ○ナ○カ○ツ○タ、併シ伺フ所ニヨレバ……………」

(同上貴族院速記録八五頁)

衆議院に於ても貴族院に於ても、原首相の聲について問題が起きて居る、「高聲ニ願ヒマス」「聞エマセヌ」などの半疊でよく解るが、兎に角議場に徹底せぬやうである、これについて朝日新聞の記者が次ぎのやうに評して居る「『これは生れつきです』高聲に願ひますと言はれた時、原首相は斯う云つて遁げる、尤もこれは不利の場合だが、若し利ありとなれば高聲にして然も恐ろしく皮肉なものだ云々」大正十年二月九日所載)著者は實否は知らぬ、然しかう云ふ方法も時に取つては議場を靜肅にする方法になるが、又一方から云へば困つた事とも云へやう、これもこの曲論の中に掲げるべきでないかも知れぬ。

第二五二例

三九〇

○上山滿之進君「會期切迫ノ今日多數ノ豫算案法律案ガ提出サレテ、現ニ審議中デアリマス、之ニ付テ私ハ甚ダ心配ヲ致シマスニ依ツテ總理大臣ニ御尋テ致シタイト考ヘマス、今日本院ニ繫屬シテ居リマス法律案ガ四十五件、豫算案ガ六件、サウシテ衆議院ニ現ニ繫屬シテ居リマス法律案ガ四十九件、衆議院提出ガ二十九件、尙ホ此外ニマダ今日以後新タニ帝國議會ニ御提出ニナルモノガ尠カラヌヤウニ仄カニ聞及ビマス、殊ニ郡制廢止案迄モ御出シニナラウカト云フヤウナ新聞ノ記事ヲ見マシタ、今會期ハ剩ス所僅カニ二週間、我々ハ夜ヲ日ニ繼イデモ之ヲ議了スルコトガ出來ルカ、出來ヌカト云フコトヲ甚ダ疑フノデアリマス……」

○國務大臣(原敬君)「唯今ノ上山君ノ御質問ニ御答イタシマスガ、此法案ガ會期半バ頃ニナツテ多ク出ルト云フコトハ度々議會ニ於キマシテハ見ル事實デアリマス、是ハ甚ダ政府ニ於テモ遺憾ニ存ズル、議員諸君ニ於テモ審査ヲナサル

ニ會期モ切迫ニナツテ御困難デアラウト恐察スルノデアリマス、故ニ毎々現内閣ノミデハアリマセス、何レノ内閣ニ於テモ成ルベク早く提出スベキ法案ヲ法制局等ニ廻シテ、其審査ヲサセルヤウニト云フコトヲ毎々督促イタスノデアリマスガ、兎角遅レ勝ニナリマシテ、假ニ會期半バ頃カラ多ク出ルヤウニナル傾キヲ近年見ルノデアリマスガ、甚ダ遺憾ノコトデアリマシテ始終督促ヲ致スノデアリマス、併シ多ク左様ニ相成ルノデアリマス……」

(大正十年第四十四議會貴族院速記録二七二—二七三頁)

會期切迫の際多數の法律案豫算案を急に提出して、審議する暇なからしめ、鵜呑みに通過せしめやうと計るのは、一種の強制的の威嚇曲論ではあるまいか、原首相の答辯によると決して政府の意志ではない「法制局等ニ廻シテ其審査ヲサセルヤウニト云フコトヲ毎々督促イタスノデアリマスガ兎角遅レ勝ニナル」ので「甚ダ遺憾ノコトデアリマス」と云はれて居る、然し議會の會期は三ヶ月であることは初めから解つて居

り、重要な法案と左まで重要ならざる法案との區別も、解つて居ることであるから
 火事泥式でなくて何とか方法もありさうに思はれるが、然し實際困難なのかも知れぬ、
 若し故意にかう云ふ遣り方をするとせば、それは一種の威嚇曲論であらう。

第二五三例

若し貴殿にして公設市場設置案を賛成なさる様ならば、吾々にも
 考へがある、明年の市會議員改選期に、吾々の組合から再び投票して上げるか
 奈何うかは疑問でありませう。

これは某市會に公設市場設置案が提出された、さうすると市内の小賣商人は萬一此
 案が可決されては一大事である、競争が出来なくなつて悲境に陥るは火を賭るより明
 かである、そこで市會議員を訪問して廻つて遠捲きに攻め寄せたのである、これは一
 種の脅迫であるから刑法上の罪を構成するであらうが、議論としては軍隊を以て議會
 を圍むと同様、最も露骨な威嚇曲論であらう。

右の外、脱黨を背景にして政黨の幹部に、無理なことを申し出でる黨員だとか、議

會の演説の最中に反對黨の彌次が、頻りに駄評を試みたり床板を鳴らしたり場内を歩
 き廻つたりして妨害するとか、教場で學課が進み過ぎるので無暗に質問を發して之を
 喰ひ止めるとか、懸河の辯を振つて恐ろしく喋舌べり立て、聽く人をしてその内容を咀
 嚼する暇なからしめる遣り方だとかも先づ此部に入れてよからう、要するに自分の意
 見を無理遣りに押し通すのであつて、威嚇を内容とする文章は固より、其方法が威嚇的
 なものも共に此曲論に屬するものとして掲げた、種類には積極のものもあり消極のも
 のもあり、直接のものも間接のものもあるが、孰れにしても慎しむべきことであらう。

第十五章

非

難

(Fallacy of objection)

三九四

非難の曲論と云ふのは、自分の説を攻撃されたときに、飽くまで防禦に努めるのが本體であるのに、それを努めずして積極的に一步を進め、敵地に乗り込み敵の所論を駁撃し、その非を詰り矛盾を攻め更に肉薄して、その非その矛盾に對する答辯を求め若し答辯の出来ないときは自分もそれと同様に答辯せぬ、此方より答辯がして貰ひたければ其方より先きに答辯せよ、といふ所謂逆捻じを喰はず論法である、然し敵の持説を攻撃しその非を詰り、矛盾を攻めたからとて、それだけで自分の説が正しい無疵完璧なものであるとはいへぬ、又た敵が此方の逆襲に答辯し得ないからとて、それだけで自説が正しい證據とはならぬ。

人として一點の非難の打ち處さへないといふ人は先づない、又た事柄としても同じことで、非難すれば何處かに非難される點を、見出され得るものである、然しながら

その非難される點を自覺し、非難し得る點を指摘するにしても、相互に相譲り合つて短所は短所長所は長所として相警しめ、相通し合つて行かねば、所詮この非難の曲論は消滅せぬであらう。

第二五四例

甲「幽霊は確に存在するものである」、乙「そんな馬鹿な事はない、

幽霊などは前世紀の遺物で斷じて存在するものでない、此の如き事を今の世に信するなどは愚の至りである」、甲「それでは君は幽霊は存在せないと云ふのか然らばその存在せない證據は何處にあるか」、乙「さう言ふ君の幽霊存在説の證據は何處にあるか」、甲「君のは何處にあるか」、乙「君のは何處にあるか」。

此の如く自説を證據立てずして、單に反對説の證據が擧らない事のみを駁撃して、それで自説は正しといふ反證にしやうとするのであるが、それは穩當な議論の道ではなからう、唯だ敵説を攻撃するに止まるのであつて、自説を確立するのは全然別問題である、「擧證の責任は立言者にあり」といふ事があるから、若しこのモットーを正

しいものとしたならば、甲が最初「幽霊は確に存在するものである」と言ひ出したのであるから、甲が先きにその存在を立證すべき責任があるのである、それを立證せず乙の持説に喰つて掛かり、逆捻を喰はすと云ふのは如何なるものであらうか、攻撃としては峻烈であるけれども自説を主張し、證據立て、確立せしむると言ふ本來の目的から云ふと、横道に這入つたものであらう。

第二五五例

○若槻禮次郎君「……………總理大臣ハ所謂普通選舉其モノハ危險デナイ、説明ガ惡イト斯ウ言ハレテ、總理大臣ノ率キテ居ラル、與黨候補者ノ多クノ人ハ、所謂普通選舉其モノガ危險ダト云ツテ選舉ヲ争ハレタ、ソレハ總理大臣ノ御意思ニ反シテ居リマセヌカト云フコトヲ尋テタ……………」

○國務大臣(原敬君)「……………政友會ノ内デハ普選ハ危險ナリト申シタ者モアリマセウ、今日實施セムトスルナラバ危險ナリト申ストモ左マデ不當ナコトヲ申シタト言ヘスノデアルト私ハ思フ、殊ニ又サウ云フ多數ノ候補者ガ三百人四百

人以上ノ候補者ガ唱ヘタコトニ付テ、一々誰ガドウ唱ヘタカ分リマセヌケレドモ、併シサウ云フコトヲ争ヘバ幾ラモアル、議場ニ於テ頻リニ普選論ヲ唱ヘテ是ガ國論ナリト叫ムダ人々ガ、選舉場裡ニ於テ普選ノ字モ言ハナイ、是モ亦ドウ云フモノデアアル、其甚ダシキニ至ツテハ我々ハ仕方ナク普選ヲ賛成シテ居ツタガ我々ノ意思ハ普選デナイト、斯ウ言ツタ人マデアルト云フコトデ、サウ云フコトヲ一々立入ツテ論ジマシタナタバ實際ノナイコトデアアル、又必要モ餘リナイコトデアアル……………」

(大正九年第四十三議會貴族院速記録八五—八六頁)

原首相の答辯は、質問者若槻氏の屬して居らるゝ憲政會の候補者が、矢張り政友會の候補者と同じく、自黨の主張に反して即ち普通選舉の旗印に反して「選舉場裡ニ於テ普選ノ字モ言ハナイ」人もあるではないか「甚シキニ至ツテハ我々ハ仕方ナク、普選ヲ賛成シテ居ツタガ我々ノ意思ハ普選デハナイト、斯ウ言ツタ人マデアアル」では

ないか、政友會の候補者が「總理ノ意思ニ反シテ」普選を唱へたと云つて攻撃なさるが、憲政會の候補者中にも、さう言ふ無叛人があるではないかと、敵の攻撃の矢を外すして逆に敵陣へ乗込み、敵の刀を奪つてあなたの方にも、斯んな厄介者があるではござんせぬかと、突つ込まれたのである、然し憲政會の中にさう云ふ人があるからとて政友會の中にもさう言ふ人があつても差支えない、構はぬと云ふ理由にはならぬ、何も知らぬ第三者が之を聞くに如何にも尤もらしく、理由らしき理由に見える足けである、敵を非難することは自分を是認することにはならぬ、とは言へ原首相の辯は實に臨機應變の妙を極めて居る、當意即妙とはかういふことを言ふのであらう。

第二五六例

佛教徒が基督教徒に對し「現世の幸不幸は過去の業によつて定まるものである」と云ふ、基督教徒之を駁して曰く「過去の業などの存在は架空の説である、其證據如何」、佛教徒曰く「然ば敢て問はん、基督教徒の唱ふる未來の天國なるものが空談にあらざる證明をなし得るか」。

(天西博士著「論理學」二七五頁)

この問答を冷かに觀察して見ると、佛教徒が初め「現世の幸、不幸は過去の業によつて定まるものである」と主張したことであるから、先づそれを證明せなければならぬ、然るにそれを證明せずに基督教徒の唱へて居る未來の天國説を駁撃し、唯だその駁撃だけで自説が(過去の業の説)誤りでない、即ち現世の幸、不幸は過去の業によりて定まるものであると云ふことが、許容されたと思ふのは大なる誤りである、許容されも證據立てられもして居らぬ、唯だ敵説を非難攻撃した足けに止まるのである、若し初め基督教徒が佛教徒に對して、言ひ掛けたとしたならば、この正反對になる、要するに此論法はよく人の用ひる論法であつて、特に吾々東洋人に多いやうに思はれる東洋式の遺物とでも云はれやう。

第二五七例

○大岡育造君(續)「……………諸君ガ御答メナサレルコトモ據ロナイト暫ク私ハ思ヒヤリマセウケレドモ、現ニ努メテ居ルモノヲ、尙ホ之ヲ不足ナ

リトシテ、而モ彈劾ノ材料ニシヤウト云フノハ、餘リ諸君ハ酷ト謂ハナケレバナラヌ(拍手起ル)、是ガ酷デナイナラバ、諸君ニ御尋子シナケレバナラヌ事ガアリマス、諸君ノ……………(此時發言スル者多シ)

○議長(奥繁三郎君)「三木君ニ再ビ注意シマス」

○大岡育造君(續)「三惡税——今日ヨリ十年モ前、八年モ前ヲ繰リ返シテ諸君ガ考ヘテ御覽ジロ、三惡税ト云フ法案ヲ諸君ガ出シテ、恰モ吾々ノ四大政綱ヲ掲ゲタル如クニ天下ニ宣言ヲシタノデアリマス、織物ノ税ハ廢ス、通行ノ税ハ廢ス、鹽專賣ハ止メルト云フ、此三案ヲ掲ゲテ天下ニ呼號シタ、是ハ是非行ウテヤルト宣言セラレタ爲ニ、織物業者ナドハ大ニ之ニ望ヲ屬シテ費用ヲ出シ、運動モ致シタノデアアル、ソレヲ何回續ケタノデアリマスカ、ソレガ一度ヤ二度ノ事デハナイノデアリマス、アレダケノ三惡税ヲ振ツテ——振廻シテ國民ト約束ヲシテ置キナガラ、其事ハ今忘レラレタルガ如ク(拍手起ル)之ヲ名ヅケテ食

言トハ申スベキデハアリマスマイカ……………」

(大正十年第四十四議會衆議院速記録三三〇頁)

これは在野黨が政府不信任案を提出して、文部大臣中橋徳五郎氏が昇格問題につき學校當局者に約束して置きながら、其約束通り實行せぬ所謂食言問題について攻撃した、それに對する反對論の一節であるが、其意味は此度の文部大臣の食言に對し在野黨は色々非難攻撃するけれども、その在野黨だつて前に三惡税廢止につき滿天下に公約して置きながら、それを守らずに濟まして仕舞つたではないか、これが非ならばそれも非である「之ヲ名ヅケテ食言トハ申スベキデハアリマスマイカ」と逆振を喰はして來たのである、然しこの三惡税の約束不履行があるから、此度の文部大臣の食言問題即ち昇格につき公約を守らなかつたことについて、何等責むべき理由がない五分々々であるとは言はれぬ、三惡税の約束不履行は文部大臣の食言に差支なしとは理由付けられない、問題は全く別である。

第二五八例

眞言亡國、律國賊、念佛無間、禪天魔、(法華宗略名目の他宗折破)

これは名高い日蓮が諸宗を誹謗した有名な四箇格言である、日蓮がこれを唱へて眞言宗は國を亡すものである、律宗は國賊である、念佛宗は無間地獄に陥るべき邪宗である、禪宗は天の魔であると諸宗を薙ぎ倒したまではよいが、それだけで日蓮宗は此上ないよい宗旨である、宗教を信するならば日蓮宗に限るとの理由にはならぬ、八つ方に敵を攻撃した足けであつて、自分を説明したのではない、一體宗教は他宗を排斥する傾向のあるもので、佛教對基督教、舊教對新教、日蓮宗對念佛宗、小さい範圍になれば同宗であつても寺と寺、教會と教會とは睨み合ふ傾がある、宗教の性質かも知れぬ、この日蓮の四個格言も亦たその表はれであらう。

第二五九例

○小山松壽君「諸君、日韓ノ兩國併合ノ意義ニ照シマシテモ、又

明治大帝ノ聖旨ヲ奉體致シマスル次第カラ考ヘマシテモ、去ル二十五日(大正十年二月)中野正剛君提出ノ、朝鮮統治ニ關スル調査機關設置ニ就テノ建議案

ハ、外ハ國際關係上ニ帝國ノ威信ヲ保持シ、内ハ千七百萬ノ新同胞ノ福利ノ増進ノ將來ヲ考ヘマスル點カラ見マシテモ、極メテ重大デアリマシテ、之ガ爲メニ提出者ノ説明ハ、懇切ニ叮嚀ニ質疑ハ十分ニ應答アリマシテ、討論ハ慎重ニ盡サレタノデアリマス、然ルニ當日ノ光景ハ諸君ノ御覽ノ通り、此壇上ニ於テ諸君ノ述べラレマシタル其趣旨ガ言々適切、爲政者ノ宜シク採ツテ其資料ト致サナケレバナラスニ拘ラズ、一議員ノ齋藤總督ノ手許ニ往ツテ私語スルヤ、總督倉皇トシテ政府委員ノ席ヲ離レ、而シテ其質疑ノ必要上其出席ヲ要求スルノ急ナルヲ看テ、本院ヲ退院セラレタルコトハ議長宣告ノ通りデアリマス……」

○木下謙次郎君「……第一ノ出席ノ有無デアリマスルガ、此問題ハ單純ナル形式論デアリマシテ、(「ノウウ〜」)官僚臭味ノ時代ニ於テハ、斯様な事が問題ニナツタコトガアルノデアリマスガ、苟モ新時代ヲ代表スル大政黨ノ言議トシ

テハ如何ナモノデアリマセウカ、殊ニ出席ノ有無ヲ以テ其人ノ誠意ヲ疑フトスルナラバ、諸君ノ中ニモ随分御缺席ノ御方が多イヤウデアリマスカラ「ヒヤヒヤ」誠意ノ問題ハ如何デアリマスカ、殊ニ諸君ノ總理タル加藤子爵ガ、貴族院ノ議席ニ御出席ニナルコトハ甚ダ少ナイト云フコトヲ聞イテ居ルノデアリマスカ、
 「問題ガ違フ」ト呼ブ者アリ、貴族院ノ議場ニ出席ノ無イコトガ、直チニ加藤子爵ノ誠意ヲ疑フト云フコトヲ断定スルコトハ、是ハドウモ早計デアラウト考ヘマスカラ、「ヒヤ／＼」私ノ斯ノ如キ形式論ヲ以テ當議場ノ問題トスルコトハ、甚ダ好シカラヌヤウニ考ヘルノデアリマス」
 「ヒヤ／＼」、拍手

(大正十年第四十四議會衆議院速記録五九〇—五九二頁)

此の如き大切な建議案が上程されて居るのに齋藤總督が「一議員ノ手許ニ往ツテ私語スルヤ倉皇トシテ政府委員ノ席ヲ離レ而シテ其質疑ノ必要上其出席ヲ要求スルノ急ナルヲ看テ本院ヲ退院セラレタ」ことは不誠意である怪しからぬと反對黨から攻撃し

て來たに對し、木下謙次郎氏は出席の有無を以て論ずるならば、反對黨の「總理タル加藤子爵ガ貴族院ノ議席ニ御出席ニナルコトハ甚ダ少ナイト云フコトヲ聞イテ居ルノデアリマスガ、貴族院ノ議場ニ出席ノナイコトガ直チニ加藤子爵ノ誠意ヲ疑フト云フコトヲ断定スルコトハ是ハドウモ早計デアラウ」、間違つて居る、「形式論」であると云つて反對黨の總理加藤子爵を引き摺り出して來て、それだから齋藤總督が當時退院されたのは何等差支はないと云はんとせられた論法である、然しながら敵の總理の缺席勝なるを非難する事が、身方の總督の退席を是認する事にはならぬ。敵の戰鬥力を弱めたことにはなるが、身方の縮尻を帳消ししたことはない。

第二六〇例

君は僕が酒を廢める／＼といつて實際は廢め得ないので、薄志弱行だといつて非難するが、君だつて煙草を廢す／＼といつて居ながらさつぱり廢し得ないではないか。

これはよく人の口論の種になる話であるが、「君だつて煙草を廢す／＼といつて居な

がら、さつぱり廢し得ないではないか」といふことは、自分が酒を廢し得ないで相變らず飲むでも構はぬといふ理由にはならぬ、然し世間ではこの論法が割合有力であつて、自分で自分を免除するのに都合がよいのみならず、人も無造作に之を許容する傾向がある。けれども自分に關する事と他人に關する事とは別々の事柄であつて、其間に論理上の理由關係を因縁付けべき性質のものではなからう、この意味に於てこの論法を相變らず用ひんとする人は自己の進歩發達を勝手に阻害して居るのと同様である。

第二六一例

○大岡育造君「……………陸軍大臣ハ上 陛下ヲ惱シ奉ツタコトヲ恐懼シ奉ツテ辭表ヲ出シタ、其辭表ノ御聽許ガナクシテ現ニ其職ニ居ル、之ヲ名ツケテ不臣ト謂フノデアリマセウカ、是ハ併ナガラ議論デアリマス、斯ウ云フ事モ實際ニ考ヘテ見マスレバ、我ガ内閣史ニ歷然タル事實ノ在ルコトデアリマス、成程事ヲ論ズレバ、袁龍ノ袖ニ隠レルト云フコトモ言ヒ得ルデアリマセウガ、〔其通り〕ト呼ブ者アリ」併シナガラ大隈内閣ノ事件ノ時ハ、ドウシテ始末

ヲ御着ケニナツタカト云フコトヲ考ヘテ、物ヲ仰シヤラナケレバイケナイノデアリマス、〔收賄事件ハドウダ〕ト、「三木ハ發言禁止ヂヤナイカ」ト呼ブモノアリ」此尼港事件ハ懸軍萬里ノ外ニ起ツタ問題デアリマスガ、大浦事件ハ鞏蔽ノ下、内閣ノ中、議員ノ間ニ起ツタ問題デアツテ、而モソレガ刑事ニ觸レル程ノ問題デアツタノデアアル、〔拍手〕之ヲ始末スルニ如何ニシタカト云ヘバ、大隈首相ヲ首メ辭表ヲ奉ツテ罪ヲ謝シタケレドモ、陛下ノ御許シガナカツタト云フコトニ依ツテ、又居据リヲシタデハ、アリマセスカ、〔拍手起ル〕此事ニ與ツタ當時ノ内閣員其人モ此議場ニハ在ル、就中武富君ハ即チ其時居直ツタ一人デハナイカト思フノデアリマス、〔ヒヤ〜〕〔拍手〕斯ル前例ノアル事ヲモ併セテ考ヘテ、餘リ諸君ハ人ヲ責ムルニ急ニシテ、己レヲ待ツニ寛ナルニ過ギハセスカト嗤ハザルヲ得ヌノデアリマス、〔ヒヤ〜〕〔何ヲ云フノカ問題ガ違ヒマスヨ〕ト呼ブ者アリ……………」〔大正十年第四十四議會衆議院速記録三二九頁〕

在野黨から提出した「内閣不信任案」の案文に「輔弼ノ重臣君命ニ籍口シテ自己ノ責任ヲ道レ公約ヲ無視シテ天下ノ物議ヲ招ク云々」とあり、これは陸軍大臣田中義一氏が尼港事件につき臣節を全うすると云つて、辭表を奉つたが、陛下の御思召によつて尙ほ大臣の職に止まれるのを攻めたのである、それに對する大岡育造氏の反對論である、「大隈内閣ノ事件ノ時ハドウシテ始末ヲ御著ケニナツタカト云フコトヲ考ヘテ物ヲ仰シヤラナケレバイケナイノデアリマス」即ち「大隈首相ヲ首メ辭表ヲ奉ツテ罪ヲ謝シタケレドモ陛下ノ御許シガナカツタト云フコトニ依ツテ又居据リヲシタデハアリマセンカ」、成程大隈内閣は其儘居据りをした、これは事實である、然しながらそれだから此度の尼港事件について責任のある田中陸軍大臣が職に止つて居るのも、何等差支はないと云ふ論據にはならない、敵を非難するに止つて居て、それを自説の唯一の身方であると思ふのは、所謂穿き違へた論であらう、「考ヘテ物ヲ仰シヤラナケレバイケナイ」と云ふのは寧ろ自問自答であるべきであらう。

第二六二例

日本人は其本國に於て支那人や朝鮮人を虐待して居る、故に米國人が日本人を虐待するのも何等差支はないではないか。

これは亞米利加合衆國に於て、日本人排斥の盛んであつたときに、よく聞かされた議論である、然しながら日本人の内のあるものが、支那人や朝鮮人を虐待するからといつて、米國人が日本人を虐待せなければならぬ譯のものではあるまいと考へられる、日本人を非難して即時これを自己の立脚點の理由とするのは、論理の頭のあるものとしては納得の出来ない論法である、人を責むるに急に己れを待つに寛なるものである、逆振じ、自家撞着、賣言葉に買言葉であらう。

第二六三例

○仲小路廉君「……茲ニ甚ダ奇怪ニ感ズルコトヲ承ハルコトガアル、ソレハドウ云フコトカト申スト、鐵道ノ敷設、道路河川港灣ノ修築、水力電氣ノ利用ニ付テノ許否、是等ノコトガ畫策經營施行セラル、爲ニハ其地方々々ノ人民ニ對シテ、鐵道ヲ敷設スル、サル代リニハ入黨ヲセヨ、道路河川港

灣ノ修築ヲスル、其代リニハ入黨ヲセヨ、水力電氣ハ許否、其度毎ニ之ヲ望マ
 バ入黨ヲセヨ、入黨ヲシナケレバ鐵道ノ敷設モ見合セ、道路河川港灣ノ修築モ
 見合セ、水力電氣ノ利用ニ關スル點モ考慮スル、斯様ナコトヲ承ハル、果シテ
 斯カルコトガアリマセウカ、若モ斯様ナコトガアツタトシマスレバ、ソレガ爲
 メニ地方ニ於ケル府縣會ノ議員、市會議員、町村會ノ議員ヲ初メトシ、多クノ
 有力ナル人々ハ皆入黨ヲ強ヒラル、……………」

○國務大臣(原敬君)「……………次ニ御尋テハ政黨ノ關係デアリマス、何カ鐵道、
 河川、港灣、其他ノ問題ニ付テ入黨ヲ勸誘シテ居ル、是モ長イ間左様ノ評判ガ
 傳ハツテ居ルノデアリマス、獨リ現内閣ノ時代デハナイノデアリマス、或政黨
 ガ優勢ナル時代ニ於テハ、其ノ政黨ニ入黨シナケレバ斯ウ云フコトヲシテヤラ
 ナイト云ツテ入黨ヲ勸誘スルト云フ批評ガ、嘖々トシテ起ツタコトガアル、又
 タ政黨ニ關係ノナイ内閣デアツクナラバ、政黨ニ向ツテ政黨ヲ脱シタナラバ之

ヲヤツテヤラウトシタト云フコトヲ、屢々聞クノデアリマス、斯様ナコトハ新
 聞紙等ニ屢々現レマスケレドモ、決シテ之ヲ以テ直ニ政府ヲ御責メナサルノデ
 ハアリマスマイケレドモ、是ハ少シ事實ノ穿鑿ヲ願ヒタイ……………」

(大正十年第四十四議會貴族院速記録一〇一一頁)

仲小路氏ハ政府黨ガ地方ノ利權を利用して、「入黨ヲ強ヒル」やうなことを承つて居
 る、これは「甚ダ奇怪ニ感ズル」次第である云つて、然るべき答辯を求められた、原
 首相は之に答へて、「獨リ現内閣ノ時代デハナイノデアリマス或政黨ガ優勢ナル時代ニ
 於テハ其政黨ニ入黨シナケレバ斯ウ云フコトヲシテヤラナイト云ツテ入黨ヲ勸誘スル
 ト云フ評判ガ嘖々トシテ起ツタコトガアル」更に進んで、「政黨ニ關係ノナイ内閣デア
 ツタナラバ政黨ニ向ツテ政黨ヲ脱シタナラバ之ヲヤツテヤラウトシタト云フコトヲ屢
 々聞クノデアリマス」とて、暗に質問者仲小路氏が嘗て列して居られた非政黨内閣も
 矢張地方ノ利權を餌に政黨から出る事即ち脱黨を勧めたではないかと例によつて例

の如く敵陣へ乗り込み、敵の刀を奪つて敵を切り付けたのである、然しながらこれだからとて「鐵道ノ敷設、道路河川港灣ノ修築水力電氣ノ利用云々」は構はぬ、やつてよいと云ふ事にはならぬ。敵の鉾を鈍ぶらせた足けで、撲ぐつたことは依然として撲ぐつたい、然しながら原首相は議會開設以來、單騎討論に掛けては並ぶものゝなかつた所を見ると、其の辯たるや正に妙諦に入つて居たものと言へやう。

第二六四例

○佐々木安五郎君「……………國民黨ハ非ヲ改メテ、今日ハ吾々ノ普選同盟ガ事實出來テ居ル、過ヲ改ムルハ君子ナリ、吾々ハ國民黨ト手ヲ携ヘテ行クコトヲ非常ニ喜ブ、憲政會ハドウデアリマスカ、殆ド自分ノ拵ヘタモノヲ中テ統一ガトレナイト云フヤウナモノヲ出シテ、ソレニ天下ニ向ツテ尾イテ來イト言テモ、誰ガ尾イテ來ルカ、(拍手起ル)ソレカラ更ニ承リタイ——更ニ承リタイノハ、吾々ノ案ノ中ニハ憲政會ノ中ノ永井柳太郎君ノ説ヲ容レテ、其案ヲ拵ヘタモノモアル、永井柳太郎君ノ彼ノ時ノ態度ハドウデアリマスカ、必ズ

賛成スル、脱黨シテモ賛成ヲスル、愈々ノ場合ニナルト提出者ニモナレナイ賛成者ニモナレナイ、斯ウ云フコトヲ言ハレテハ、政治道德ノ上トシテ吾々ハドウデアアルカ、一言辯明ヲ求メタイ(ソレハ誰ニ質問ダ)ト呼ブ者アリ」
○永井柳太郎君「……………眞ニ普通選舉ノ理想案ニ共鳴セラル、ナラバ、私ノ原案ニハ二十歳以上ノ男女ト云フコトガ書イテアツタノデアリマスカラ、ソレヲ其儘ニ承認シテ下サルコトガ出來ナケレバナラス筈デアアルニ拘ラズ、女子ノ方ダケハ後ニナレバ、記名調印ハ出來ルガ、現在ハ出來ナイト云フコトハ不徹底デアルト考ヘマシテ、其事ガ自分ニ明白ニナリマスルト同時ニ、數時間ヲ出デズシテ、電話ヲ以テ普選同盟ノ代表者ト認メル方々ニ私ノ意見ヲ通告致シタノデアリマス、ソレデアリマスカラ私ハ決シテ普選問題ニ對シテハ 何等ノ變説ヲモ致シテ居リマセヌガ、唯ダ私ノ考違ヲシタト云フコトダケハ、之ヲ正直ニ申上ゲテ置キマス、全體人間ハ思違ヲシタト云フコトハアルモノデ、ソレガ何

ノ不思議デアルカ、全體佐々木君自ラデモ曾テ「シーメンス」事件ノ起リマシタ時ニ、佐々木君ガ海軍攻撃ヲ中途デ廢サレテ、ソレガ爲メニ天下ノ誤解ヲ蒙ツテ居ラレタコトハ、實ニ御氣ノ毒ダト思ツテ居ル、是ハ佐々木君ノ思違デアル人間ノ思違デアルトイフヤウナコトヲ、直チニ變説ト云フガ如キ言葉デ非難スルト云フガ如キ事ハ、誤レルノ甚シキモノデアツテ、(拍手起ル)私ハ納稅資格主義ニ對スル所ノ戰ニオキマシテハ、此處ニ居ラレル如何ナル人々ニモ、人後ニ落チナイト云フ熱心ヲ持ツテ居ルノデアル、(拍手起ル)「間違ツテ居ル」ト呼ブ者アリ……………」

○佐々木安五郎君「唯今永井君カラ「シーメンス」事件ノ時ニ、中途デ攻撃ヲ止メタト云フコトヲ云ハレタ、斷ジテ止メテ居リマセヌ、調べテ御覽ナサイ、其時ノ新聞ヲ一々御調べニナレバ、日記ヨリ詳シク書イテアル、斯ノ如キ事ヲ以テ自分ノ虚偽ヲ吐イタコトヲ掩ハウトスル——ドウデス、虚偽ノ上塗ヲスル爲

メニ、人ノ名譽ヲ傷ケヤウト企ランダケレドモ、而モ懲罰ガ恐ロシイカラ——佐々木君ハ誤解ヲ受ケラレタト云フヤウナコトヲ言ハズ、何故堂々ト「シーメンス」事件ヲ途中デヤメタト言ハスカ、マルデ恐ル／＼物ヲ言フテモ、何ニモナルモノデヤナイ……………」

(大正十年第四十四議會衆議院速記録一九五—一九六頁)

永井柳太郎氏が嘗て普選同盟に於て、固い約束をして置きながら急に變節せられたのを佐々木氏から難詰されたのであるが、その答辯に「全體佐々木君自ラデモ曾テ「シーメンス」事件ノ起リマシタ時ニ佐々木君ガ海軍攻撃ヲ中途デ廢サレテソレガ爲メニ天下ノ誤解ヲ蒙ツテ居ラレタコトハ實ニ御氣ノ毒ダト思ツテ居ル」「是ハ思違デアル」即ち佐々木氏も「シーメンス」事件の際變節されて、天下の誤解を招いたではないかと非難され、同時に自分の變節の免除(excuse)にされたのである、佐々木氏の言を以て云へば「斯ノ如キ事ヲ以テ自分ノ虚偽ヲ吐イタコトヲ俺ハウト」せられたのである、佐

々木氏がこれを聞いて烈火の如く(恐らく)忿怒されたのは尤である、敵を非難すること
 には自分を是認することではない。

第二六五例

○若槻禮次郎君「……………大隈内閣ノ時代ニ於テ實行シマシタ場合
 ニ於テハ、生絲ガ七百圓臺ニ落チテ、其前ハ一柵千圓以上、上一番トイフモノ
 ガ一柵千圓以上デアツタモノガ七百圓臺マデ落チテ、其儘ニ置ケバ或ハ七百圓
 臺ヲモ破リハシナイカト云フ時デアリマシタ、此時ニ市場ニ出タモノヲ買入レ
 テ暫ク外國ニハ出サナイヤウニシテ、サウシテ相當ノ値段ヲ維持シヤウト云フ
 ノデ始メタノデアリマスガ、其ノ當時政府ノ出資シタモノガ五百萬圓、民間カ
 ラモ相當ノ額ヲ出シテ、ソレデ會社ヲ拵ヘテ、其資金ヲ以テ市場ノ絲ヲ暫ク買
 ツテ置イテ、價格ノ維持ヲシマシタ、此事ヲシマスルト云フト、唯今申上ゲタ
 ヤウナ七百圓臺ノモノガ間モナク八百圓臺ニナリ、次デ千圓以上ニナリマシタ
 愈々目的ヲ達シタトシテ、モウ此買約差止メヲシテ居ツタコトヲ罷メテ自由ノ

賣買ニ致シタ時ニ、價格ハ一柵千圓以上デ、ソレヨリ落チルコトハ無カツタノ
 デアリマス……………」

○國務大臣、男爵山本達雄君「此救濟ヲスルニ付テハ見込ガアルカ、見込ガナ
 ケレバヤラナイ、其ニ付テハ大隈内閣ノ時ニハ斯ノ如クサウシテ利益ヲ得タト
 云フヤウナ次第デ、僅カノ間ニ成功シタト云フノハ洵ニ立派ナコトデアリマシ
 タガ、併シ成功ヲシテ行クト云フコトニ付テ私モ初メ異様ニ思ヒマシタノデア
 リマスガ、大正四年ニ於テ成程蠶絲ヲ五百萬圓ヲ以テ救濟ナサル、ソレト同時
 ニ米ノ價格ヲ維持スル爲ニ、大隈内閣ハ同ジ意味ニ於テ米ヲ拾參圓前後ヲ以テ
 買始メテ、此價格ヲ拾五圓拾六圓ニ上ゲルヤウニ、御骨ヲ折ツタ、併ナガラ是
 ハ見事失敗シタ、上ラナカツタ、コウ云フコトガアルノデアリマス、ソレハ同
 ジ時ニヤツテ一方ハサウ云フ風ニナツテ一方ハ斯ウ云フ風ニナツタノデアリマ
 ス、是ハ凡ソサウ云フコトニ於キマシテモ、見込ナクシテ唯後ハドウナルカ知

ラヌト云フヤウナコトデ爲スベキモノデハアルマイト思フ……」

(大正十年第四十四議會貴族院速記録一二三—一三二頁)

政府が蠶絲救済に失敗したことを若槻氏が攻撃され、それと同時に若槻氏が列席して居られた大隈内閣のときは、同じ蠶絲救済をして、立派に成功した、此度の救済について奈何いふ御見込があつたのかと攻め寄せられた、すると山本農相はそれに對して明答を與へずに「大正四年ニ於テ成程蠶絲ヲ五百萬圓ヲ以テ救済ナサレ、ソレト同時ニ米ノ價格ヲ維持スル爲ニ、大隈内閣ハ同ジ意味ニ於テ米ヲ拾參圓前後ヲ以テ買始メテ、此價格ヲ拾五圓拾六圓ニ上ゲルヤウニ、御骨ヲ折ツタ、併ナガラ是ハ見事失敗シタ、上ラナカツタ、コウ云フコトガアルノデアリマス」而して最後に「見込ナクシテ唯後ハドウナルカ知ラヌト云フヤウナコトデ爲スベキモノデハアルマイト思フ」と敵の過去を非難して逃げやうとせられた、然しながら嘗て大隈内閣が米價調節に就て失敗したから、それだから此度の原内閣の蠶絲救済の失敗は、免除せらるべきもので

ない、あれはあれ、これはこれ大義名分を(大袈裟な言葉であるが)明に區別するのが至當であらう。

第十六章 比 喩 (Fallacy of metaphor)

比喩の曲論と云ふのは、議論の中に本論説明の都合上、他から別に比喩を持つて来て、而も外から持つて来たといふ取扱をせず、本論の唯一の論據なるが如くに組み立て、尙ほ其比喩を本論と交叉せしめて外見上本來の主旨は一體、本論にあるか比喩にあるかを迷はしめ、表面は何の誤りもない議論のやうに見せ掛けた、所謂譬へで胡魔化した議論を云ふのであつて、普通に最も多く用ひられるものである、胡魔化した方も永年此方法を用ひて居るので氣が付かず、胡魔化された方も何處とはなしに腑に落ちぬが、永い間此式に慣れて居るので其儘降参して仕舞ふのである。

第二六六例

問ふて曰く「陸海軍いづれが重きや」、答へて曰く「陸海軍は鳥の兩翼、車の兩輪の如し、故に互に輕重あるべからず」

この問答を見ると先づ陸海軍は恰も鳥の兩翼の如く、車の兩輪のやうなものである

と云つて、二箇の譬へを持つて来たのは何等差支へはない、寧ろ巧く出来た譬へであると言はねばならぬ、けれどもこの譬へから一步を進めて、「故に互に輕重あるべからず」この斷案を下すのは奈何なものであらうか、何せならば鳥の兩翼には成程輕重大小があつてはならぬ、又た車の兩輪にしても同じこと、輕重大小があつてはならぬ、それは鳥や車に取つては離るべからざる必須條件であるからである、然し乍らその理由を直に帝國の陸海軍の上に持つて来て、「故に互に輕重あるべからず」と云ふのは如何なものであらうか、再考の餘地を十分存して居りはせぬか、誤りではあるまいか、陸海軍は互に輕重あるべからずと云ふことに就ては、鳥の兩翼車の兩輪以外に、必然的の輕重あるべからざる端的な理由がなければならぬ、その理由を述べずして鳥の兩翼、車の兩輪にのみ必然的に屬して居る理由を、陸海軍の上に一時借用して来て「故に互に輕重あるべからず」といふのは誤りであると云はねばならぬ。

第二六七例

本國と殖民地との關係は、丁度親と子との關係のやうなものであ

る、故に子が丁年に達すれば、両親から獨立すると同じく、殖民地も一定の年限が経過したならば、獨立すべきものである。

この議論に於て本國と殖民地との關係は、親と子との關係の如きものであると云ふ比喩は何等差支はない、けれども子が丁年に達すれば親から獨立するが故に、殖民地も或る年限を経過したならば、本國から獨立すべきであるとは斷定は出來ない、親子の間ならば成程丁年に達すれば子供は獨立するかも知れぬ、けれども本國と殖民地との間は、たとへ或る年限を経過しても、獨立すべき必然的の理由がなければ獨立し得べきものでない、即ち形は似て居るけれども活きは似て居らぬと云ふことが出來やう若し上述の論法で行けるとするならば、次のやうにも論せられはせぬか、曰く「本國と殖民地とは親子の關係の如きものであるから（こゝまでは同じ）、殖民地は如何なる場合に於ても、本國に對して謀反を企つることは罷り成らぬ、何となれば子が親に對して刃向ふといふことは、怪しからぬ事であるから」と云ひ得るではないか、比較す

る所と論ずる所とは、方角が違つて居るのである。

第二六八例

「……外國では皇統が斷絶して、更に他國から皇帝を迎立した

例は澤山ある、併し乍ら我帝國には此の如き事は有り得べからざる事である、後にも述べるが如く皇室は民族の中心であり、國民生活の中心であると云ふ考へであるから、凡そ中心と云ふものは圓周が如何程小さくなつても存在し、又圓周が如何程大きくなつても存在し、而も唯一無二の觀念である、故に我民族の存在する限りは其中心たる皇室の存在すべきは當然である、吾々の皇室は我民族と共に生き、我民族と共に亡ぶべく、決して之を分離し得べからざるものである、此の如くして我皇室は萬世一系にして、斷絶することが有り得ないと云ふのが吾々國民の精神である……」

（永田秀次郎氏著「平易なる皇室論」四五—四六頁）

幾何學上中心と圓周との間には、離るゝことの出來ない必然の關係が存在する、そ

れは確にある、それだから皇室と我民族との間にも、離るゝことの出来ない「唯一無二の觀念」が存在するとは云はれまい、中心と圓周との間に存在する必然關係を、只だ譯もなく皇室と我民族との間に借用して來ることは、餘りに無反省であらう、皇室と我民族との間に離るべからざる理由がありとせば、この幾何學上の關係以外に、確固たる理由が存在して居ることを證據立てねばなるまい、然るに此場合それをせずに單に幾何學上で左様であるから、皇室と民族との間も左様であらねばならぬ「我民族の存在する限りは其中心たる皇室の存在すべきは當然である」とは、如何にしても言はれぬ、圓心と皇室とを比較し、圓周と國民とを比較するのはよいが、それだから必然不離の同一の關係が兩者の間にあるとは云はれない、主旨は賛成であるが、説明の仕様は餘りに原始的であらう。

第二六九例

○伯爵林博太郎君「……………此今度ノ此ノ昇格問題ニ付テ決議案ガ出マシタガ、之ヲ此經過ヲ例ヲ擧ゲテ述ベテ見レバ、頗ル簡單明瞭ニ私ハ分ル

ト思フノデアリマス、例ヘバ東京ノ氣象臺ガ、天氣變リ易ク所ニ雨模様アリト云フヤウナコトヲ、長官ガ決メマシタノヲツイ其屬僚ガ漏ラシタ、サウスルト是ハ所ニ依ツテ雨模様ガアルノダカラ、雨ガ降ルト云フ希望ハアルカモ知レヌガ、併シ必ズシモ降ルモノデハナカラウト云フノデ、傘ヲ持タズニ散歩ニ出掛ケル、サウスルト淺草ノ藏前邊リニ行キマスト、一天搔キ曇ツテ雷雨ガ降ツテ來タ、一行ノ中デ僅カニ一人シカ傘ヲ持ツテ居ラナイ、一ツノ蛇ノ目ノ下ニ五六人ノ人間ガ止ムヲ得ズ一諸ニ這入ツテ濡レナガラ歩イテ居ル、一ツノ昇格ト云フ雨ガ降ツテ來テ、之ニ向ツテ傘ヲ翳シテ止メタ、所ガ一ツノ傘ガ幾ラ大キクツテモ、如何ニ包容的ナ建議案デアツテモ、皆ガ濡レナイヤウニト云フ譯ニハ行カナイ、其所デモウ少シ此傘ヲコツチヘ寄越シテ呉レロ、片方ノ人間ハ私ノ方ヘ寄越サンケレバ濡レル、是デハ到底此車軸ヲ流ス如ク雨中ヲ歩クコトガ出來ナイ、止ムヲ得ヌカラ私ハ私デ以テ傘ヲ買ツテ行カウ、サウスルト初メハ

蛇ノ目ノ傘デ共通デアツタノガ、今度ハ或ハ番傘ヲ買フ者ガアル、或ハ縞子ノ洋傘ヲ買フモノガアル、縞ノ傘ヲ買フモノガアリマセウ、政治家ニハ陣笠ト云フモノモアル、サウナツテ來ルト等シク皆共通ニ濡レナガラデモ歩イテ行ツテ東京氣象臺へ行ツテ、貴下ノ方ノ部下ガスノ如キコトヲ漏ラシタガ爲メニ、斯クノ如ク濡レテ仕舞ツタト、一ツノ傘下デ言ツタナラバ、イヤソレハ實ニ遺憾ノ至リデアアル、必ズ將來ハ注意スルト云フコトニナル、所ガ銘々傘ヲ買ツテ私ノハ縞子デアアル、私ノハ蛇ノ目デアアル、私ノハ傘デアルト云フヤウナコトナリ、モウ既ニ其精神ニ於テモ、形式ニ於テモ具體的ニ丸デ變ツテ居ル、是ガ即チ建議案ト今日ノ決議案ノ、三十日ノ差異ヲ具體的ニ示シテ居ルコト、考ヘル而シテ此ノ氣象臺長官ノ責任ハドウカ、氣象臺ト云フモノハ御承知ノ通り日本ノヤウナ測候所ガ足りナケレバ、眞ニ天氣豫報ヲ出スコトハ出來ナイ、假令是ハ天氣ダ或ハ降ルト言ツタ所デ、各種ノ統計ヲ集メテ而シテ後之ヲ決メテ掛ラ

ンケレバナラス、ソンデモ間違フコトガアルト云フコトハ御承知ノ通り、又タ間違ツテモ誰モ責任ヲ問フ者ガナイ、又責任ガ解決シテモシナクテモ、雨が降ル時ハ降りマス、昇格問題ハ起ル時ハ起リマス、眞ノ低氣壓、眞ノ原因ヲ研究シテ解決ヲ加ヘンケレバ、時々ニ是ガ起ルノガ當リ前ノ説デアルト考ヘル、何モ之ニ對シテ不思議ハナイノデアアル……」

(大正十年第四十四議會貴族院速記録三二〇頁)

これは少し長い引用文であるが、こゝに用ひてある比喻の主旨を簡単に述べれば、天氣豫報が屬僚の口から民間に漏れた場合、氣象臺の長官の責任は如何であるか、晴天と云ふ豫報が漏れて五六人が傘を持たずに外出したが、意外にも雨が降つて來て困難をした、その時氣象臺へ行つて訴へ出ても、誰も責任を持つ者が無いではないか、又「責任ガ解決シテモシナクテモ雨が降ル時ハ降ルデハナイカ」と云ふのである、今この比喻を風教に關する決議案反對の主旨の上へ乗せて考へて見ると、天氣豫報の漏洩

に就ては氣象臺長官は責任はないと同様、昇格問題の漏洩並にそれに原因せる學校騒動については、文部大臣は責任がないと云ふのである、然しながら彼れと是れとは全く其者の性質が違つて居りはせぬか、天氣豫報について責任がないと云ふのは、人力の如何とも出来ない天氣其者の性質が不定なものと、吾國の測候所の設備が不完全な爲めであるまいか、謂はゞ或る範圍まで不可抗力に屬する問題であるまいか、然るに昇格問題は人事に屬する問題で如何様にも出来る問題である、可抗力(不の字を取る)の問題である、性質上如何様にも出来ない問題から得た理論を、如何様にも出来る問題の上へ當て符めて、均一平等に論じ去らうとするのは大間違であるまいか、天氣豫報即昇格問題は餘りに簡単な説明振りではあるまいか、比喻によつて胡魔化すには餘りに誰れにも、解り過ぎたことではあるまいか、天氣豫報についての説明はよく解つたけれども、昇格問題についての説明は頓と解らないではないか。

第二七〇例

退學は刑法でいはゞ死刑の如きものである、死刑に處せられたも

のが再び蘇み返つて來る譯がない、それと同様退學させられたものが、復校を願つて來るとは思ひも寄らぬことである、故に余は斷じて復校許可に反對である。

某私立學校に於て嘗て一學生を、或る事情によつて論旨退學に處した、のち其學生は心から罪を悔いて、自ら學校の當局者に面會し、親も保證人も度々出頭して、復校を許可せられんことを懇願した、當局者は教授會の意見を徴する必要があるので、教授會を召集した、其時一教授は右の如く主張して、何處までも言ひ張つたのである、然しながらこの教授の主張は誤りではないであらうか、論旨退學の或る點と死刑の或る點とを比較したのは構はないが、「死刑に處せられたものが、再び蘇み返つて來る譯がない、それと同様退學させられた者が復校を願つて來るとは思ひも寄らぬ」、従つて斷じて復校に反對であると論結するのは、如何なものであらうか、比喻した點と論ずる點と、點と點とが違ひはせぬか、比喻は了解に便利なものであるが、餘りにこれに

依り過ぎると度を越して、必然ならざることを必然なるが如くに、根據付ける傾きになり易いものである、死刑は蘇み返へらぬ、然し論旨退學は蘇み返へるかも知れぬ、論ずる點が結び付けた點を、相距ること百萬里ではあるまいか。

第二七二例

○横山勝太郎君「……………東京市會ト云フモノハ、果シテ如何ナル状態ニ在ルカト云フ事ハ先刻來申上ゲル通りデ、誰ニ尋子テモ其通りデアル(註、東京瓦斯會社ト結托シ議員七十五人ノ内十一人ハ監獄ニ入り、尙ホ前市會議員モ一人合計十二人入獄セリ)此ニ一升ノ日本酒ガアルト假定シテ、其日本酒一升ノ中ニ一合ノ水ヲ投ズレバ、日本酒トシテノ價值ハ無イ、東京市會議員七十人中既ニ十二人マデ腐敗シテ居ル、一割五分位腐敗シテ居ルコトハ明瞭ニナツテ居リマス、東京市會トシテノ眞價ハ全ク失ツテ居ル、市會議員個々ノ地位ト云フモノハ固ヨリ重大デアリマスカラ、斯ノ如キ醜類ト團結シテ形造ツテ居ル東京市會ハ、決シテ名譽アル市會トハ思ハレヌ、尊重スベキモノト思ヒマセヌ……………」(大正十年第四十四議會衆議院速記録一五八頁)

日本酒一升の中へ、水一合を投じたら、日本酒の價值はなくなる、それと同様市會議員七十五人の中に、腐敗議員十二人が居れば、「市會トシテノ眞價ハ全ク失ツテ居ル」と云ふのであるが、果して左様であらうか、酒に價值がなくなるのは解つて居るが、それだから市會にも價值がなくなるとは奈何して云はれやうか、云はれさうであるけれども論據が酒の方にある(價值がないと云ふ論據が)酒の方の論據から、市會の方へ斷案を下すのは、柵を越えて居りはせぬか、市會としての價值がないのならば、價值がない理由證據を酒を離れて擧げねばならぬ、それを擧げずして酒然りだから市會然りとは斷せられぬ、論者の眞意はよく解つて居るが論法が誤つて居る。餘りに譬に凭れ過ぎた議論の仕方ではあるまいか。

第二七三例

曩に予は宗教の本質は、生具的に——勿論潜識的にかも知れぬが——人の有する絶對善の信仰であると言つた、之は萬難を排しても、或目的を

遂行せんとする人の生活の論理的前提である、之が又た事實上の前提でもあらう、宇宙から生れた我が、其生母たる宇宙を信するに何の不思議があらう、又宇宙の一部である我自らを信するに於て何の不思議があらう、嬰兒が其慈母を慕ふよりも尙ほ自然な事でなからうか、斯の如き信任の態度それが醇化さるゝ所、敬虔の情となり渴仰の心となる、人の理智の進むに従ひて、その熱情の燃ゆる所無限に對する愛慕となり、絶對に對する憧憬となる、この愛慕この憧憬の凝結する所に、最高價値の顯現があると謂へやう。(民衆文化第一號、九頁)

宗教の本質は何であるかと云へば、人が有して居る「絶對善の信仰」である、この信仰は人間生活の論理上の又た事實上の前提である(あらう)而て此信仰なるものは何の不思議もない、何となれば宇宙から生れた「我」がその生母たる宇宙を信じ、「我」自らは宇宙の一部たることを信する、即ち「嬰兒がその慈母を慕ふよりも尙ほ自然なこと」であるからである(なからうか)と云ふのであるが、然しこの論理でよいであらうか、

「何の不思議」もないであらうか、母と子との間には「信する」と云ふ必然關係がある、それだから宇宙と我との間にも「信仰」と云ふ必然關係がなければならぬと、一足飛びに斷言し得られやうか、母と子との間に存在して居る理由を、一時宇宙と我との間に借用して來て無理に、押し付けた嫌ひはないであらうか、比較した點と論ずる點とが方角が違ひはしまいか。

尤も此處が緒論にも述べた通り、新式と舊式との議論の違ふ所であるかも知れぬ、舊式の方で云へば或る物に捕はれて居る點があるし、新式の方で云へば母と子との關係を、宇宙と我との關係に擴大するのは、する人の勝手である、自由裁量である、それを無反省だの飛び越えたのと、横ひ合から要らぬおせつかいをして貰はなくともよい、捨て、置いて貰ひたいと云ふ、然しながら又よく考へて見ると、詩的に感激的に自分の考を言ひ放つただけでは、藝術にはなるが議論にはならない、議論と名のつく或は名のつけられ得る者は、どうしても或る者に捕へられることは免れないであらう

それが議論の長所であり又た一方からいへば短所であらう、この場合について言つても比較した點と、論ずる點とが方向が違ふのであるが、そんなことは奈何でもよい、自分が自分に満足さへせられればよいと、言ひ棄て、仕舞はれやうか、兒童の満足と學者の満足と兩満足の比較をせず、従つて議論せず、従つて價値の問題に觸れず、唯だそのまゝ平凡に受入れ得るであらうか、成熟した頭を持つた吾々には奈何しても一應は捕はれるのが順序でなからうか、カントが先驗的のものとして、範疇を假設したやうに、吾々は所詮その宿命の外へ出ることは出来ないのではあるまいか、自らは出て居る積りであつても、又た左様説明はして居ても、實は捕はれて居るのに氣がつかないだけの話なのであるまいか、従て主觀をのみ本體として行くならば、客觀の立場や第三者の批判などは、受入れる必要はなくなると思ふこと其事が誤りなのであるまいか、此等は六ヶ敷い問題である、茲には遠慮して置かう。

第二七三例

○望月小太郎君「……………彼ノ英米二國ガ此決議ニ同意セラレタ

ル場合、是ガ制限ノ基礎ヲ何所ニ置クノデアリマスカ、三國現在ノ艦隊勢力ヲ基礎ト致シテ、此所デ之ヲ打切ルト云フノカ、或ハ今後何年ノ後迄ハ、現計畫ノ通りニ三國銘々勝手ニ之ヲ遂行シテ、而テ其年限ガ來ダ時ニ之ヲ制限スルト云フノデアリマスルカ、此二點ガ不明デアル、之ヲ例ヘバ身ヲ支ヘル杖ハ少クモ三尺ノ基数ヲ要スル、日本ハ未ダ三尺ニモナラナイ程ノ杖シカ無イ、英米二國ハ六尺七尺ノ杖ガアルト云フ場合ヲ想像致シテ、六尺七尺ノ杖ハ之ヲ一二尺否ナ三尺四尺切ツテモ其基数タル所ノ三尺、即チ身ヲ支フル所ノ杖タルニ於テ差支ナイ、翻ツテ今三尺ニモ足ラザル所ノ我が杖ニ向ツテ一尺之ヲ切レバ、杖タルモノハ全ク無用トナルノデアアル、之ヲ具體的ニ申シマスレバ、先刻尾崎君ノ御言葉ヲ借リテ申セバ、日本ノ現在ノ艦隊一ニ對シテ、亞米利加ハ二デアアル英吉利ハ二半デアアル、而モ其一ナル我艦隊勢力ハ現在ノ所ニ於テハ、戦闘基数タル即チ三尺ノ杖ニ譬フベキ所ノ、戦闘基数タル所ノ八八艦隊ト云フモノニ達

セズシテ、僅ニ不具状態ニ在ル所ノ八四艦隊デア、而テ亞米利加ハ現在戦闘單位ノ二艦隊ヲ持ツテ居ル、英吉利亦之ニ準ズルト云フ有様デア、故ニ今日直チニ英米二國ガ承知致シタト云フ場合、彼ハ六尺ノ杖ヲ三尺切ラウガ、二尺切ラウガ一向痛痒ハ感ゼヌガ、我ハ此不具ノ艦隊ヲ以テ今日此儘ニ措イテ、ソレデモ安心スルト云フ御趣意デア、此點ヲ伺ツテ見タイノデアル……」

○尾崎行雄君「……ソレカラ杖ノ譬、是ハ御答ヲスル必要ハ無イ、切レ、バ役ニ立タナクナルト云フ喩ヲ持出スト同時ニ、同ジャウニ切ツテ役ニ立ツダケノ長サニシテ置イテモ宜シイノデアリマスカラ、サウ云フ喩ニ就テ問答スルト云フガ如キハ、全ク無用ノコトデアル……」

(大正十年第四十四議會衆議院速記録二三四—二三五頁)

これは尾崎氏の言はるゝ通り、問答するのは「全ク無用ノコト」である、何となれば杖が人に對する關係は、艦隊が國家に於ける關係に酷似して居ると云ふのは、性質の

點に於て類似して居るので、即ち人には或る單位の杖が必要、國家には或る單位の艦隊が必要、必要々々と云ふ質の點の類似である、けれども一步進んでその程度の問題に就ては比喩に於て眞であるから、本論に於ても眞であるとは云はれぬ、杖の長さを三尺以下に切れば用をなさぬそれは確に用をなさぬ、然しこの比喩を吾々が承認せなければならぬから、それだから八八艦隊以下では用をなさぬと云ふ斷案をも、承認せなければならぬと云ふことは了解に困難である、三尺の杖を一尺切れば人に對する働きが無用になる、それだから八八艦隊が一尺切れても、國家に對する働きが無用になるとは言はれない、即ち議論の論據は三尺の杖に關したことで、斷案は八八艦隊に關したことである、つまり三尺の杖云々の話についてはよく了解が出来た、よく了解が出来たのは三尺の杖云々についてのみである、その出来た了解其者を艦隊の上へ持つて來て、先づ以て了解の方を先きにさせて置いて、あとから八八艦隊云々と云ふ理窟を持つて來たのであるが、多少理窟を辨へて居るものには、どうも腑に落ちぬ、比喩に

満足しても本論には満足が出来ぬ。

第二七四例

○子爵前田利定君「……………二月九日ニ於キマシテ、政府ノ職責上手脱カリガアツタ點、爲サルベキ所ヲ十分ニシナカツタ點ニ付テ指摘シテ、政府ニ警告、鞭撻、督勵ヲ加ヘタ次第デアツタノデアリマス、然ル所昨日兩大臣ノ釋明ニ依リマシテ十分ニ其建議ノ趣旨ハ能ク了解サレタ上、擊劔ノ試合デ申シマスレバ、確カニ小手ニハ十分這人ツタノデアリマス、參ツタト申シタト同様ナル意味ニ於テ此演壇ニ於テ釋明ヲサレタノデアリマス、勝負ハモウ見エテ居ルノデアリマス、此以上ハ政府ノ良心ノ命ズル所ニ依ツテ、然ルベク爲サルガ宜カラウ、各國民ハ靜カニ之ヲ審判ヲシテ、サウシテ若モ貴族院ノ意見ガ：……………諫メタコトガ尤モデアルト云フコトデアツタナラバ、自己ガ選舉シタル所ノ衆議院ヲ動カシ、而シテ政府ヲ動かスト云フコトガ至當ナル順序デアルト私ハ思フノデアリマス、然ルニ決議案ヲ提出サレタル所ノ諸君ハ、十分ニ小手ヲ

打タレテ參ツタト此演壇デ申サレタ位デハ満足サレナイデ、此演壇ニ出テ來ラレテ參ツタト申サル、前ニ、何邊瘤ヲ拵ヘテ居ルカ分ラナイノデアリマス、然ルニソレデハマダ飽キ足ラナイ、打ツテ、打ツテ、息ノ根デモ止マラナケレバ承知シナイト云フ態度ヲ以テ御進ミニナルト云フコトハ、是ハ貴族院トシテ如何ナルモノデアラウカ、貴族院ハソコマデ行カナケレバナラヌノデアラウカ、是ハ一ツ反省ヲシテ戴カナケレバナラヌ點デアラウト私ハ思フノデアリマス。春降ル所ノ雨ハ誠ニ好イ雨デアリマスルケレドモ、花ヲ散ラシテシマツテハ殺風景デアル、花ヲ散ラサヌヤウニ降ルコソ春雨ノ味ガアルノデアリマス、能ク昔ノ言葉ニ過ギタルハ及バザルガ如シ、東照宮ノ御遺訓ニハ及バザルハ過ギタルヨリ優レリト、同ジヤウナコトヲ申サレテ居ルノデアリマスガ、決議案ニ賛成側ノ諸君ハ過ギタ方ガ宜イノダト云フヤウナ御考デアラレルヤウニ私ハ思フノデアリマス、何事デモ私ハサウ思フノデアリマスガ、情理並ビ至ルト云フコト

デナクレバイカヌデアラウト思フデアリマス、能ク芝居デ致シマスル阿古屋ノ狂言ニ致シマシテモ岩永式ニ怒リ散ラシテ、威シ散ラシテ居ツテハナカク阿古屋ハ白狀シマセヌデアリマス、嚴シク吟味シマスル間ニ、又ソコニ情ヲ籠メテ悟ラセル所ニ、遂ニ夫景清ノ在所ヲモ白狀スルト云フコトニナルデアリマス、貴族院ハ私ハ寛ニシテ烈、剛ニシテ柔、直ニシテ温、此中庸ヲ得タル所ヲ以テ何事ニモ向フト云フコトガ私ハ貴族院ノ特色デアリ、貴族院ノ守ルベキ本領デアルト私ハ思フデアリマス……」

(大正十年第四十四議會、貴族院速記録三一頁)

これは風教に關する決議案に反對の論說であるが、その内に三つの比喩が引いてある、第一は擊劍の比喩、第二は春雨の比喩、第三は阿古屋の比喩、この三つである、(東照宮の御遺訓云々は引證の曲論に屬す)先づ第一の擊劍の比喩について論じて見ると、既に今まで澤山な瘤を拵へて、逆も遣り切れぬ降參だ參つたと言つて居る、「然ル

ニソレデハマダ飽キ足ラナイ打ツテ……息ノ根デモ止マラナケレバ承知シナイ」と云ふのは酷である、擊劍道ではない「貴族院ハソコマデ行カナケレバナラヌモノデアラウカ、コレハ一ツ反省ヲシテ戴カナケレバナラヌ點デアラウ」と云ふのである、成程擊劍道としては參つたと云つて居るものを、尙ほ打ち込むと云ふことは爲す間敷きことである、然しこの場合は擊劍道のことではない、明治維新を五十餘年前に經過した大正の今日、殊に入釜敷い立憲政治道德上の責任の問題である、陛下輔弼の任にある國務大臣が、その責任上相當の措置を取らぬと云ふので提出された決議案である擊劍道で參つたと云つたと、同じ意味の參つたと云ふ釋明足けでは、解決し得ないものとして提出されたのである、擊劍の場合は前田子爵の説は確に眞である、然し内閣對貴族院の決議案の場合にも同様眞であるとは言はれぬ、擊劍道の話をして聽く人をして充分納得せしめて置き、それに乘じて全く物の違つた決議案反對説をも、準じて納得せしめやうとするものである、前の納得にはよく道理が解つて居るが、後の納得

には未だ道理が解らぬ、道理の解らぬものを撃劍の道理で鵜呑みに飲み込んで仕舞へと云はれる、無理であらうロヂカルな頭の人には、次に春雨の比喻であるが「花ヲ散ラサヌヤウニ降ルコソ春雨ノ味ガアルノデアリマス」それだから政府に對して此決議案を突きつけ、貴族院で之を可決するのはよくないと云ふ論據になるであらうか、理論の取扱ひに間違ひはなからうか、春雨が本來に持つて居る所の理論その者を、引つ張り出して來て無理に此決議案の上へ持つて來た嫌ひはなからうか、春雨の味は花を散らさぬ處にあるといふのは、春雨の所有して居る必然的の趣きであつて、立憲政治の立場に立つ此決議案も、春雨のやうにあらねばならぬと云ふ必然的な關係はない、春雨の比喻を以て先づ聽く人をして納得せしめて置き、それに乗じて此決議案反對説を準じて納得せしめやうとするものである、納得の理由は春雨の方にあつて、決議案反對説の方にない、第三に阿古屋の比喻であるが「岩永式ニ怒リ散ラシテ、威シ散ラシテ居ツテハナカク、阿古屋ハ白狀シマセヌノデアリマス」それだから貴族院が心行

くやうな措置を政府をして取らしめるには、此決議案のやうな荒つばいものを突きつけてはいかぬ、「夫景清ノ存所ヲモ白狀スルト云フコトニ」ならぬと云ふのである、然しながら阿古屋は昔の一婦人、此決議案の相手方は 陛下輔弼の任にある國務大臣である、彼女の理由は此方の上に當て箴まるべきものであらうか、阿古屋の芝居の話をして納得せしめて置き、それに乗じて此決議案反對説をも準せしめやうとするものであらう、理窟の出發點と到着點とが違つて居る、要するに三つの比喻を以て決議案反對説を、より多く理由付けられたのであるが、然し文の飾りとして持つて來るのはよいけれども、其度が過ぎると正と副、主と従、幹と枝とがあべこべになつて主客顛倒する、藝術的にはよい文であるが、議論としては如何なものであらう。

比喻の曲論は屢々人の犯す所のものであるから、昔から學者は注意の上に注意して來たのである、アリストテレスは次のやうに言つて居る「哲學上に於ては比喻は一大禁物である、比喻は凡て謬想を産む母である」と言つて居る、確に謬想を生む母であ

らう、さればとて比喩は何等効果のない有害無益なものであるかと言ふと、決してさうでない、特に修辭上では甚だ必要なものであつて、文章の意義を明瞭ならしめ、力付ける爲めに極めて便利な有力なものである、又た此比喩に促され暗示せられて本論の研究方法につき、更に便宜を得ることは大にある、然しながら比喩其者は本論の論據にならないといふことは忘れないやうにしなければならぬ、若干の類似點があるから、多少類を以て推す根據にはなる(歸納法、類同法)けれども本論の論據には斷じてなり得ないのである、之を多くの人が間違へて、他人の畑で自分の芋を培かふて平氣で居るのは少々恐縮であらう。昔希臘の或る唯物論者が、精神と肉體との關係は丁度樂器と樂音との關係の如きものである、樂音は樂器から出て來る、即ち樂器がなければ樂音はない、精神と肉體との關係もこれと同様で、肉體があつて初めて精神が存在するのであると云つたのに對して、プラトンは一さうでない肉體と樂器、精神と樂音を比較するけれども、樂音は樂器その者に何等の影響を及ぼさぬ、けれども精神の方

は肉體に或る作用を及ぼすのみならず、肉體に對して立法者の位置に立つものである故に樂音が樂器から來る如く、精神は肉體から來るものでない」と云つたが、これは比喩の曲論を代表的に駁して居ると思ふ。

第四編

論證不足の曲論

(Non Sequitur)

(Fallacy of consequent)

第十七章

因

果

(Fallacy of false cause)

因果の曲論と云ふのは、原因と結果との關係について、誤つた認定をしたが爲めに生ずる曲論である、此は歸納論理に最も大切な觀察及び實驗に關するもので學術研究上極めて大事なものである、哲學で八ヶ間敷い認識問題などもこれに關係して來る、一體世間のこと特に人事に關することは因果錯綜して、一の結果は必ずしも一の原因によつて生ずるものでない、多くの原因より只だ一個の結果が生ずることがあり、一個の原因より多くの結果を生ずることもある、又た大なる原因より小なる結果を生ずることがあり、小なる原因より大なる結果を生ずることもある、或は原因なきが如くにして結果のみ生ずることがあり、或は原因は立派に存在して居ても結果は離散して捕へ

ることの出来ないこともある、ヒュームは因果必然の關係は何等の根據はない、唯々度々の繰り返しの結果習慣となり「これの後なるが故にこれに依りてなり」(Post hoc ergo propter hoc)と云ふに過ぎぬと云つて居る、この説に従ふと眞の因果關係と迷信との區別がつかなくなる、こゝが六ヶ敷い所であらう。

第一節 前後即因果

前後即因果の曲論と云ふのは相次いで起つて來た二個の現象の中、先きに起つた現象を以て後に起つた現象の原因であると見做すものを云ふのである。

第二七五例

晝の後に夜が來る、それだから晝は夜の原因で、夜は晝の結果である、又た夜の後に晝が來る故に夜は晝の原因で晝は夜の結果である、此の如くにして晝と夜とは相連続してその因となり、その果となつて行くのである。

この晝夜即因果の關係は、普通によく人の唱へる所であるが、これは誤りであらう何せならば晝も夜も共に太陽と地球との關係に基いて生ずる結果であつて、太陽の面

前に於て地球が自轉すると云ふのが根本的原因である、晝と夜との間に因果の關係があるのではない、兩方とも或る原因から生じた結果の行列に過ぎないのである、この結果の行列を前後の關係から見ても、因果を割り當て、行かうとするのは非であらう、春夏秋冬の區別の生ずる原因は、地球と太陽の周圍を橢圓形に廻轉するが爲である、即ち太陽の周圍廻轉が原因で四季の區別が結果である、然るに春夏秋冬は順次相前後して生ずるが故に、春が原因で夏が生じ、夏が原因で秋が生じ、秋が原因で冬が生ずるが如くに考へる、即ち前後を因と果とに振り分けやうとするのである、手近い分の方であるが正しく曲論であらう。

第二七六例

赤痢病にかゝると一方夥しく下痢を催し一方随分發熱をする、甲曰くこの發熱は下痢の爲めに起つた發熱である、發熱の原因は下痢である、乙曰くさうでない、發熱するから下痢するのである、發熱が原因で下痢は其結果である。

よく考へて見ると下痢と發熱との間には右様の因果關係があるのでない、下痢も發熱も共に赤痢菌と云ふ微菌作用の結果に過ぎないのである、此場合下痢と發熱との間には何等因果關係はない、原因は全然別に存在して居るに關らず、二個の現象が相前後して居れば、其間に因果の關係があるやうに見做さうとする傾向は多くの人にある、これもその一つであらう。

第二七七例

電光がしたから雷鳴があるに相違ない、電光は雷鳴の原因で雷鳴は電光の結果である。

電光と雷鳴とは陰陽兩電接觸の結果、同時に生ずるものであつて、電光が原因となり、雷鳴が結果となるのでない、普通には電光が先きに肉眼に映じ後れて雷鳴が耳に入る、即ち前後に時間關係が存在するから兩者の間に因果關係があると誤認するのである、然しながら電光も雷鳴も同時の結果であつて分離すべからざるものである、人の感覺に映じた時間關係が、即ち物理學上の眞ではない、自然現象の觀察は人間を中

心としては往々屢々度々間違を生ずる。

第二節 似而非因果

似而非因果の曲論といふのは、偶然意味あり氣に並存して居る二個の現象の間に、必然的な因果關係を結び付け、その一を原因とし他を結果と見做すものを云ふのである。

第二七八例

或る人が或る神社佛閣の前で、俄然病を發して倒れた、人曰くこれは此人に邪心があつたので神佛の怒に觸れたのであると。

「神社佛閣の前」と云ふ事情と「倒れる」と云ふ現象との間に因果の關係を無理に結ばんとしたのである、それが爲めに邪心云々と云ふ假定を假設したのである、然しながら「神社佛閣の前」と云ふことと、「倒れる」と云ふこととは意味あり氣ではあるが、それだからと云つて、兩者の間に必然的な因果關係があるとは云へぬ、似て而して非なるものと謂はねばならぬ、然し斯う云ふことを飽くまで信じて居る信仰の強い人には、

決して似て而して非なるものでないかも知れぬが、信することの出来ないものには、確に似て而して非なるものであらう。

第二七九例

午砲が鳴つたから腹が減つた。

午砲と空腹との間には何等因果の關係は認められない、午砲によつて起された空氣の振動が、直接に胃の腑に幾許の影響を及ぼすであらうか、午砲を原因とし空腹を結果とすることは、生理學上から見ても、所詮受け入れることの出来ない、餘りに不自然な架空的斷案である、兩者の間には因果の關係を見出すことは出来ぬ、一寸見れば因果の關係がありさうに思はれるのは、それは一種の感じに過ぎぬのである、朝飯後大分時間は經つて居るし、豫定の仕事は爲了うせし、退屈で欠伸の一つも爲て居るそのときに、午砲が鳴つたものだから、急に腹が減つた感じがしたのであらう、又一方から言へば午砲が暗示となつて、生理上多少の變態現象を起したかは知らぬが、それは茲に持ち出す程重大な問題ではなからう、要するに午砲が原因で空腹が結果であ

ると云ふ斷案は、奈何う考へても眞ならずと云はねばなるまい。

第二八〇例

僕は今年は四十二の大厄であるから斯んな大病にかゝつたのだ。

大病に掛つた原因は不養生でもなければ、過勞の爲めでも不注意でもない、四十二の大厄の爲めである、大厄が原因で大病が結果であると云ふのである、然し乍ら厄年と病氣との間には、離すべからざる必然の因果關係が、先天的に存在するものであらうか、すべきものであらうか、大病其者は不養生だとか、過勞だとか不注意だとか、其他の原因から成り立つた結果であつて、厄年其者には何等の關係もないのではあるまいか、それが偶々四十二歳の男であつたと云ふに過ぎぬのではあるまいか、男の四十二歳は厄年であると言ひ傳へて、それを多くの人が信するが爲めに、同じく自分もこれを第一の原因と認めるやうになつたのではなからうか、要するに何等因果關係のないものに因果關係を結び付けたものであらう。

尙ほ俗間に於て吾々が迷信であると稱へて居るものに此類が多い、試にその二三を

掲げて置かう。

第二八一例

一、行燈の紙へ針をさすと貪乏する。

一、脛毛を剃ると雷の鳴るとき逃げられぬ。

一、箸を手渡しにすると中悪くなる。

一、佛に供へた飯を食ふと物忘れする。

一、蜆を川へ放すと痰が癒る。

一、古い墓の上の溜り水で疣を洗へば落ちる。

一、風呂の開業に真先に這入れば中風にかゝらぬ。

一、節のある楊枝を使ふと苦勞する。

一、人の生死は潮の満干に關係する。

一、朝爪を切れば其日耻をかき、夜爪を切れば親の死目にあへぬ。

第三節 輕重因果

輕重因果の曲論と云ふのは大小、輕重、遠近等の差を顧すに、二つの現象でありさへすれば、無批判無反省に其間に因果關係を認めんとするのをいふのである。

第二八二例

クレオパトラの鼻にして今少し低くかりしならば世界の全面必ず

變化ありしならん。(バスカル)

クレオパトラの鼻と世界の全面との間に、直接の因果關係を結び付けやうとするのは餘りに距離の遠い話ではなからうか、クレオパトラの鼻を二三分低くからしめたとしても、其中間にシーザーや、アントニオや、埃及や、羅馬帝國が割り込むのであるから、因果の關係が如何やうに屈折するか解らぬ、單に二つの現象を詩的に言ひ表したとすれば即興的の面白味はあるが、それに引き摺られて此因果關係を必然的のものとして、肯定するのは早計であらう。

第二八三例

大風吹いて桶屋が殖える。

この諺は影響はあるが迂遠な影響に過ぎぬと云ふことを言ひ表はして居るのである

今之を因果關係より説明すると次ぎのやうになる。

(原因)	大風起る	(結果)	砂塵を上げる
(原因)	砂塵を上げる	(結果)	人の目を害ふ
(原因)	人の目を害ふ	(結果)	盲人を作る
(原因)	盲人を作る	(結果)	三味線を習ふ
(原因)	三味線を習ふ	(結果)	三味線が賣れる
(原因)	三味線が賣れる	(結果)	猫の皮の需用起る
(原因)	猫の皮の需用起る	(結果)	猫多く殺さる
(原因)	猫多く殺さる	(結果)	鼠器物を嚙る
(原因)	鼠器物を嚙る	(結果)	器物の修繕
(原因)	器物の修繕	(結果)	桶屋が殖える

餘りに廻り遠い話ではないか、因と果との間に渡してある橋が極めて危険な細長い

曲つた蜘蛛の糸のやうなものではなからうか、大小も顧みず、輕重も顧みず、遠近も顧みず、唯だ髮の毛筋程の關係があるからと云つて、其間に存亡興廢、榮枯盛衰の因果關係を結び付けるのは十二分の注意を要することではあるまいか、この諺は周章者や一人よがりの人にはよい一針であらう。

第二八四例

電車の運轉する有様を見ると、運轉手がハンドルを○_ニの方へ廻

せば電車は動き、○_ニの方へ廻せば電車は止まる、故にハンドルを○_ニ或は○_ホの方へ廻すことが原因で、運轉すること或は止まることは其結果である。

普通には右の様に説明して居るけれども、よく考へて見るとハンドルを廻すこと以外に若し電力といふ遠因がなければ、如何にハンドルを○_ニの方へ廻しても電車は動かない、それで電力はハンドル以外の一の原因であるに相違ない事は解る、然らばその電力とハンドルとは何れが主であり何れが副であるか、何れが遠因であり何れが近因であるかと考へて見ると、説明するまでもなく電力を主とし遠因とし、ハンドルを

副として近因とせなければならぬ、それを右の例のやうに唯だハンドルの廻轉一個に原因を限らうとするのは大なる誤りであらう。

第二八五例

氷は火を焚いて製造するものである。

製氷會社では石炭を焚いてアンモニヤを製造し、アンモニヤによつて氷を製造して居る、即ち中間にアンモニヤといふ階段があつて、後に氷が出来上るのである、即ち間接の因果關係であつて直接に火から氷が製造されるのではない、之を直接の因果關係であるとするならば、吾々は到底承認することは出来ない、火と氷とは相容るべからざるものであるから、而も多くの人は之を誤つて、因果關係を簡略にしやう、一つに纏めやうとする傾があるから、種々の過ちを引き起して來るのである。

第二八六例

彼は列車衝突の際、前車に乗つて居たが爲めに死んだのである。

前車に乗つて居たのが原因で、死と云ふ結果があつたのであらうか、尙ほ研究の餘地があるやうに思はれる、何となれば前車に乗つて居ても死なない人があるから、されば

と云つて衝突したが故に死んだともいはれない、何となれば後車に乗つて居たものは何の障りもない所を見ると、強ち衝突其者が死の原因ではないやうである、然ば彼の死は何が原因であらうか、身體の脆弱なりしが爲めであつたか、折悪く窓から頸を出して居たが爲めであつたか、要するに數多の込み入つた原因の組み合はせであるから、一概にその中から唯だ一個のみを摘み出して、これにのみ死の原因を歸することは出来ないであらう、然るに普通には前車に乗つて居たが爲めに死んだのだと謂ふ、これも原因を一に纏めんとする此種の曲論であらう。

第二八七例

英國が工業を以て宇内に冠たるは、これは保護政策を樹てたのによる。

英國が工業を以て世界に冠たるは、爲政者が保護政策を取つた事足げに原因するものであらうか、其他に英國固有の國民性であるとか、石炭の産額であるとか、地理的關係であるとか、歴史的の傳統であるとか、工業國たらざるを得ない理由が多々存する

のではあるまいか、それを單に保護政策を取つた事だけに歸するのは、餘りに近眼者流な結び方ではあるまいか、數多の原因を單にその一に歸せんとする立論は心すべきことであらう。

尙ほかういふ例を挙げれば、歐洲大戰は兇漢プリンチープの放つた、短銃の一弾が原因であるとか、タワー、ブリツヂの開閉は橋番の押す一個の釦の結果であるとか、其他砲工歩騎兵と輸卒との關係、勞働者と事務員との關係、學校と圖書館との關係、生活の安定と警察の保護との關係などは、人多く忘れて仕舞つて居て、随分早やまつた斷案を下して居るものもないではない、それが爲めに有識者から、手厳しい非難を受ける事が屢々ある、餘程注意せねばならぬことであらう。

第四節 相互因果

相互因果の曲論と云ふのは、原因と結果とが相互に動反動の關係にあつて凭れつゝ、發展しつゝあることに注意せずに、初めから原因と結果とを絶對的に、固定したものと

として、組み立てた議論を云ふのである。

第二八八例

健全なる精神は健全なる身體に宿る。

これは誰も知つて居る格言であるが、然し必ずしもこの格言通りではないやうである、最近精神現象の研究が盛になつて來て、その結果は肉體の虚弱な人であつても、健全な精神をさへ持つて居れば、普通の人にはとても堪へ切れない、難病に堪へ得るのみならず、追々立派な肉體になつて、この格言の反對を行くことが出來ると認められて來たし、又た實際健全な肉體の持主であつても、而も恐ろしく精神の萎靡した氣の弱い意氣地のない男もある、即ち或る場合には「健全な肉體は健全な精神に宿る」ともいへるし、又た或る場合には「健全な精神は健全な肉體に宿らず」ともいへる、而かも此の研究は孰らが奈何うであるか、容易に斷言は出來ぬのであるが、公平な立場から觀察すれば、此兩者は各々楯の反面のみを見て、他の反面を見ないが爲めではあるまいか、健全な肉體が原因で健全な精神が結果だと云ふのも、健全な精神が原因で、

健全な肉體が結果だと云ふのも、各々觀察點の置き所が局して居るのであつて、要する處、動反動、受動使動の現象に過ぎぬのではあるまいか、健全な精神なるが故に健全な肉體を得、健全なる肉體を得たるが故に健全なる精神が宿るのではあるまいか、最初の出發點はその孰れかでなければならぬであらうが、第二次以後は動反動の關係と見做すべきが至當ではあるまいか、それを強ひて一方に歸せんとするものだから、この格言を絶對的のものと思ふべからぬに至つたのであらう。

第二八九例

甲「物品に勞働を加へると、その物品の價格は増加する、従つて多大の勞働を加へた物品の價格は、それだけ高價である」

乙「成程それは一理ある立論であるが、然し元來が高價な物品であるといふので多くの人が多大の勞力を費し、之を製産するのではあるまいか」

この兩説に就いて遠慮なく批判を下すならば、各々一方に片寄つた斷案ではあるまいかと思はれる、甲説に云ふが如き出發點より出發するならば、勞働が原因で高價が

結果であるが、出發後の途中に於ては、乙説の如く高價が原因で勞働が結果であると思はねばならぬ、孰れを原因とし孰れを結果とするかは、寧ろその立場の前後によるのであるから、一概に甲なり乙なりと斷言する事は出来まい、けれども少くも高價な事と勞働を加へる事と、此二つの事を各々單獨に引き離して、一方は他方の因である、他方は一方の果である、結論して仕舞ふ議論の仕方は、確に早やまつた間違つた仕方であると思はねばならぬと考へる。

第二九〇例

甲「睡眠は軽い腦貧血を起すが故に催して來るのである」
乙「そうでない、睡眠するが故に従て腦貧血を起して來るのである」

普通には睡眠と腦貧血とは必然の關係があるものと認められて居る、(關係なしと云ふ反對説もあるが)然しそれは奈何ういふ必然の關係であるのであらうか、甲の云ふが如くに腦貧血が原因で、睡眠が結果であると云ふ必然關係であらうか、或は乙の云ふが如くに睡眠するから、腦貧血を起して來ると云ふ必然關係であらうか、これは六

ケ敷い問題で、いつれが孰れであるとも断言は出来ない、モツソ氏の實驗によると、睡眠中は醒覺中よりも、貧血状態にあると云ふことであるが（福來博士「催眠心理学」一六九頁）、然しこれは事實を云ひ表はしただけで、これを以て貧血が睡眠の原因であるとは云はれぬ、著者の經驗によれば寧ろ相互關係の現象と認めるのが安全なやうに思はれる、如何であらう。

次の如き例も相互因果の例と認められるであらう。

第二九一例

- 一、飲酒は悪習慣に陥らしめ、悪習慣は益々飲酒にふけらしめる。
- 一、勉強は智力を増し、智力は勉強を促す。
- 一、國民一般の智識が増進すると善良な政治が行はれる、善良な政治が行はれると國民一般の智識は益々増進する。
- 一、悲しいから涙が出る、涙が出るから悲しくて仕方がない。
- 一、水を呑むから汗が出る、汗が出るから水を呑む。

杏

（第一六一例第一六二例参照）

付、錯倒因果

錯倒因果の曲論と云ふのは、原因を結果と見做し結果を原因と見做す、即ち原因と結果とを倒しましたものを云ふのである。

第二九二例

A病院に於て死亡するもの、數は、B病院に於て死亡するもの、數より大である、所謂死亡率が大である、これを以て見るとA病院の醫師の手腕は、B病院のそれよりも遙かに劣つたものと見做さなければならぬ。

A・B兩病院を比較して、手腕のない醫師が原因で、死亡率の大がその結果であると云ふのである、然しながらある經驗ある観察者は次の如くに觀察して居る、即ちA病院の醫師は拔群の手腕あるが故に、此處へ來る患者は瀕死の患者のみである、従て死亡率の大なるは理の當然で、死亡率の大は以て醫師の手腕の大なることを證據立て、居るのであると、さうすると此觀察者は手腕のある醫師が原因で、死亡率の大が結果

であると云ふ、即ち正反對の意見を持つて居るのである、此兩説の内孰れが眞であらうか、観察者其人の考によつて各意見が異なるであらうから一概には言へぬが、著者は後者の意見に賛成を表する一人である。

第二九三例

そろそろ雨が降るであらう、何となれば晴雨計が上昇したが故に。

これは六ヶ敷い意味はない、誰が讀むでもよく解る、けれどもこれを因果關係の上から觀察すると、雨の降る原因は、晴雨計が上昇したがためであるやうに考へられる然し晴雨計の上昇其者は、決して降雨の原因ではない、事實はその反對で晴雨計の上昇は降雨せんとする原因、即ち湿度の高まつた爲めの結果なのである、唯た雨滴が空から落下して来る以前に、湿度の關係上晴雨計が上昇するのであるから、前後の順序から見れば晴雨計の昇るのが原因で、降雨はその結果のやうに思はれるのである（前後即因果の例になるかも知れぬが）、今之を前後の順序に書き表すと次のやうになる。

湿度高まる——晴雨計の上昇——降雨

湿度の高まること、降雨との間に、晴雨計が插まれて居る、けれども湿度が高まつて飽和點に達すれば、雨滴は肉眼に映せなくとも、降雨と同様の現象内に這入るのである、故に降雨（湿度の飽和點に達したる時）が原因で晴雨計の上昇は結果なのである

第二九四例

甲「貿易上の種々の制限を廢することが原因で、貿易の繁盛と云ふ

結果が得られるのである」

乙「さうでない、貿易の繁盛が原因で種々の制限が廢せざるを得ざるに至るのである」

因と果とが押しつ押しされつするやうであるが、實際に於ては乙説が眞であるかのやうに思はれる、然し人によつて意見が違ふであらう、従つて之は或は相互因果の曲論の方に掲げた方がよいかも知れぬ、讀者の判斷に任せやう、俗間に「鶏が玉子を産むのであるか、玉子が鶏を産むのであるか」と云ふ似而非問答があるが、これも生物發生以來の長い因果關係を背景とした質問であつて、立場によつては孰れともなる、

因果の流れを何處から何處まで、切斷するかといふ事に歸するのであつて、その切り方によつては因と果とが違つて來る、商店を繁盛させるには薄利多賣が一番であるといふ氣が付いて、其處から改めて出發しやうとする店と、大變繁盛するが故に薄利多賣で行かれ得る店と、此の二種類の店がある、共に薄利多賣ではあるが一は出發線に立つて「用意ドン」を待つて居り、一は薄利多賣たり得る過去のハンデキャップが付いて居る、商賣の秘訣は何處にあるかは知らないが、薄利多賣を原因とするか、結果と見るか、多少研究を要する問題であらう、多くの人は薄利多賣を繁盛の原因と見て居るやうであるが、寧ろこれは「資本信用仕入方一生懸命お愛嬌の」結果ではあるまいか、この根據を持たない薄利多賣は繁盛の原因たり得るであらうか、因果が錯倒して居りはせぬか、此等は人各の認定の問題であるから、一概に言はれないが注意を要して然るべき問題であらう。

第十八章

常

識

(Fallacy of commonsense)

常識の曲論といふのは常識に合せざるものを真ならずとするのをいふのである、ここに常識といふのは、如何なる意味のものであるかといふ問題は、六ヶ敷い問題で輕々しく決めることは許されないが、著者の用ひた意味の常識は、主觀的のものであつて客觀的には定めることは出来ないといふ範圍のものである、従つて甲の人の甲の場合に於ける常識は、乙の人の乙の場合に於ける常識と、合致せないことは素よりある即ち飽くまで主觀的であつて極めて大ざつばな意味のものである、而して如何なる場合にこの曲論が生ずるかといへば、當然の法則(規範則)を以て自然の法則(自然則)を律しやうとする場合に多く起るのである、Paradox (逆説、奇説)と稱するのがそれで、兩法則が常に合致せない所から之に下した名稱である。

第二九五例

氷の塊を毛布で包むのは愚である、何となれば直ぐに溶けて仕舞

氷を毛布で包むのは愚であらうか、實際直ぐに溶けて仕舞ふであらうか、試みに一度毛布に包むで暫く置いて措くがよい、決して早速に溶けては仕舞はないのである、これは毛布は暖めるものであると云ふ概念の爲めに生じた常識の曲論である、毛布は暖めるものであるといふのは、人體の如き、米櫃の如き、湯たんぼの如き、温度を外氣へ放散して仕舞つてはならないものに必要なものである、然るに氷の如きは自ら温度を持つて居ないで、外氣の温度の爲めに溶解するのであるから、毛布を用ふれば外氣からの溶解熱を遮断するに有效である、前の場合は熱の外へ出るのを防ぎ、後の場合は外の熱の内へ這入るのを防ぐのである、外氣が體温より高い場合、眞夏の頂上などは、寧ろ綿入を着て居る方が涼しいといふのも、この理に外ならないのである、右の例は常識の爲めに誤断したものである。

第二九六例

白蟻は蟻の内でも最も優秀なものである、何となれば頑丈な建物も

また、く間に壊すが故に。

白蟻は蟻の内でも最も優秀なものであらうか、松村博士の「生物界の神秘」の中に「白蟻とは其社會の大部を構成する働蟻と兵蟻との白色なると、其性質の多少蟻に似たる所より起りたる名で、昆虫學上より云へば蟻より遙に劣等の種類である云々」(一二二頁)とある、して見れば白蟻は昆虫學上、左程でもないものらしい、然るに頑丈なものを壊すのは、一段優れたものでなければならぬと云ふ、吾々の常識から得た概念を白蟻の上にも適用せんとしたが爲めの誤りであらう、常識は結構であるが往々行き過ぎた過ちを引き起すものである。

第二九七例

戸籍掛「出生の届出は十四日以内です、今日は十五日目ですからいけませんね」

届出人「昨日來ましたが丁度日曜で旗日なので休みでした、然し死亡届は休みでも受付けて下さるから、出生届も受付けて下さることだと思つて來たのですが」

戸籍掛「それは御氣の毒でしたが、規則ですから仕様がありませんね、それでは出生日を十月四日でなく翌日の十月五日にお直しになつては如何です、さうすれば受付けて上げますが、この儘では受付ける譯に参りませぬ」

届出人「それは困ります、出生の日を伴ふことは私はいやです」

戸籍掛「それでは此の書類は一應裁判所へ廻はさなければなりません」

(参照) (戸籍法第六十九條、出生ノ届出ハ十四日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス)

といふので結局區裁判所から呼出しが来て、過料を科せられることになつた、これは十月四日に生れた子供の届出が、色々の事情で遅れて第十四日目の十月十七日(神嘗祭、日曜日)に届出たが、誰も掛の者が居らぬので翌十八日に届出での押問答である、要するに常識で法の期間を解釋しやうとしたのである、日曜日と大祭日とが重なり合つて居り、且つ小供の生れたといふことは目出度いことであり、その上出生は死亡と同様いつ何時に生れるか解らぬのであるから、届出での期日は、たいしたこと

はあるまい、左程嚴格に守らなくともよからう、笑ひながら處理して貰へるであらうと思つたからである、けれども罰則は嚴格に解釋しなければならぬのが、法の世界であつて、世間話やお伽噺のやうな譯には行かぬのである。

第二九八例

大變な火事で、今朝の十時から夜の八時になつても、まだどしどし

し燃え擴がる計りで、消えさうな様子がない、死人や怪我人も數知れず出來て居るし、損害は何千萬圓であらう、従つて火元は恐らく無期懲役にはなるであらう。

先年大阪北區の大火は非常な慘害であつた、それだからその火元は過失とはいへ、人命や財産に莫大な損害を蒙らしめたのであるから、最も重い罪に處せられねばならぬといふので、無期懲役といふ一種の常識判決を下したのである、然しながら刑法第百十六條に「火ヲ失シテ第百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」とあつて、最大嚴罰ですら三

百圓の罰金に止まるのである、事實三百圓の罰金で済んで仕舞つて居る、然し常識から言へば此の如き非常なることを引き起したのであるから、罰金刑に愚か體刑中の最も重い無期懲役を至當とするやうに思はれるのである、無理からぬことであるが誤りである。

第二九九例

大阪市は四區に區劃されて、その名稱は東區西區南區及び北區である、名古屋市も四區に區劃されて、その名稱は東區西區南區及び〇區であるこの〇區の名稱は何であるか。

と人に問へば、問はれた人はそれは北區であると答へるであらう、左様答へるのが當然のことであらうと思はれる、然るに事實は北區ではなくして中區である、北區なる名稱は名古屋市にはない、斯く説明しても名古屋市を知らぬ人は、容易に承認が出来ないかも知れぬ、一種のベタンに罹つたやうな氣がして、寧ろ不思議でならないであらう、如何にどう考へても東西南北が至當であらねばならぬ、然るに上中下乃至大

中小の「中」を持つて来て、恰も木に竹をついだやうな感じがして中々満足が出来ないのである、常識は一種の力強い (Trot) であつて中々打ち壊し難いものである。

第三〇〇例

ある田舎の媪さんが、日に一個づつ卵を産む鶏であるから、二日分の餌を一日にやつたならば、日に二個づつ卵を産むであらうと考へて、二日分の餌を毎日與へて見たら、肥つて艶や艶やしては來たが、玉子を一つも産まなくなつて仕舞つた。(イソツブ物語)

これはイソツブ物語にある話であるが、この媪さんの常識からいへば至極尤もな考へである、然るに事實は二個の卵を産まないのみならず、今まで一個づつ産むで居た卵すらも産まなくなつて仕舞つた、一體イソツブ物語は多く常識の曲論で形造つてある物語である、有力な参考書であらう。

第三〇一例

カリウム金屬やナトリウム金屬を、普通の水へ入れると忽ち火を發する、それで石油中に貯へて置かねばならぬ。

これが不思議で仕様がな、金屬が自ら火を發すると云ふことが、既に意外であるのに、而も水中に於て火を發すると云ふ事は、益々理解が出来ぬのみならず其の火を發するものを、石油中に貯へて置かねばならぬと聞いては、更に譯が解らぬ、思ふにこれは金屬と云ふものは打つなり、摩擦するなり、押すなりの物理的の力を與へねば火を發せぬと云ふ概念と、水は火を消すものであると云ふ概念と、石油は火のつき易いものであるとの、この三個の概念が此等の事實を、受け入れるのに妨げとなるのであらう、然しながら過去の經驗に照しては、不可解でならぬ特殊の事に出遇ふ毎に、一歩づ、頭が進み常識が圓滿になつて行くのである、常識の曲論は即ち常識を産む母なのである。

第三〇二例

僕は木で拵えたものなら解るが、鐵で拵えた軍艦が水に浮くといふ事は、奈何考へても解らぬ。

これも無理のない事である、鐵塊は水に沈む、鐵鍋も水に沈む、然し鐵の厚さと排

水量との比例に就ての知識があれば、左程驚くことではないのである、先年米國に於てコンクリートの船が作られ、用立つて居るといふことを聞いたときに、吾々は不思議で仕様がなかつたのである、水が泌み込むで來はせぬか、繼なご目から水が漏れて來はせぬかなどの、色々の疑問を抱いたのである、今日山奥の老爺が、鐵で作つた軍艦といふものが水に浮くと言はれて、理解が出来ないのも無理はなからう、電信は何百里距つて居ても音信が出來ると聞いて理解が出来ず、電話の受話器を耳にしては驚いて飛びのき、蓄音機の音を聞いては喇叭の裏をのぞき込む、X光線に透されて身顛ひをし、タンクの驅けるのを見ては玉消て居る、程度の差こそあれ常識に訴へて満足が出来ないからである。

この外、鹽の水を此方へ取らうと思へば、鹽を引つ張つてはいかぬ、向ふへ押さなければならぬとか、電車から飛び降りるときは後方へ仰向けに仆れるやうにせなければならぬ、仆れまいとして垂直に降りたら前方へ轉んで大怪我をすとか、お櫃の飯

が餛えるからと云ふので電扇で風を送つても何もならぬ、同温度の空氣を繰り返すのみで相變らず餛えるとか、波は海岸へ寄せて來るのでない、水の質點が小さい範圍で水平及び垂直の運動をなすに止まつて、寄せて來るのはエチルギーのみであるとか、蟹の足は直きに取れるが暫くすると生えて來る、金魚の尾もナイフで切り取つても其内に生えて來るとか、繩が雀などの小鳥の血を吸ふとか、米國ケンタツキー州には奥行四十里もあるマンモス洞といふ大きな洞穴があるとか、獨逸のスタスフルトには非常な面積で深さは三千尺もある岩鹽層があるとか云ふことは、無經驗な子供や物理生物地質鑛物などの知識の足らぬ人には、正しく常識の曲論を引き起すであらう。

近頃學校の入學試験や、官公會社員などの採用法として、常識試験といふのを科することが流行して居る、その誤つた一二の例を擧げて見やう。

第三〇三例

- 一、乃 公 (答、乃木大將の尊稱)

一、デモクラシー (答、サイダーの一種)

一、犬養木堂 (答、犬を飼ふ人の住むつまらぬ家)

(以上、大正九年七月二十三日國民新聞所載)

一、十八番 (答、一から數へて第十八番目)

一、友 引 (答、車の先曳き)

一、テレ隠し (答、帽子なり)

一、落 丁 (答、丁髷を落すこと)

(以上、大正十年四月同志社大學入學試験)

一、ポイコット (答、ポリーイは男給仕、ポイコットは女給仕)

(大正十年九月十六日毎日新聞所載)

一、法廷に黑白を争ふ (答、お寺の庭で碁を打つこと)

(丘博士「煩悶と自由」所載)

- 一、レーニン (答、毒藥の名なり)
- 一、猫入らず (答、ヒステリーと血の道の妙藥)

(以上、大正十年九月二十四日朝日新聞所載)

第十九章 隱蔽

隱蔽の曲論と云ふのは、自分の説に都合のよい事柄のみを挙げ、都合の悪い事柄は隱蔽して表面に現はさないのを云ふのである、所謂我田引水の論がそれである。

第三〇四例

命あるものを見るに人ばかり久しきはなし、かけらふの夕を待ち

夏の蟬の春秋を知らぬもあるぞかし、つくづくと一年をくらすほごだにもこよなうのごけしや。(徒然草第七段)

徒然草の説によると一等壽命の長いものは人間である、その證據は蜉蝣が朝生れて夕をまたで死ぬし、夏の蟬が春秋を知らずに死んで行くからである、それだから人間の壽命が一番長いと云ふのであるが、然し人間より壽命の長いものは生物界に澤山ある、鶴、龜、象、鯨、鱈、鯉の如きは遙かに人間より長壽である(大日本文明協會編「年齢成長及死」二九六頁及「不老長壽論」六六頁)それを引用して來ずに、自分の説に

都合のよいかけらうや、夏の蟬ばかり引いて来たのは、確に御都合主義であらう、都合のよい様に根拠を組立て、鶴、龜、象、鯨、鰐、鯉等の壽命を隠蔽して居るのである、然し鶴、龜、象、鯨、鰐、鯉などの壽命に氣が附かなかつたと云へばそれ迄であるけれども、それは用意周到な兼好として許されないことであらう。

第三〇五例

私は前に教祖様(出口なほ)に御目にかゝつた、業に已に神の網にかゝつたのだと云つたが、深く考へて見ると、十年ばかり前から、神の網にかゝるべく準備されて居たのである、と云ふのは十年許り前から家内が牛豚肉を食ふと盲腸炎の様に、しくりくると痛みを覺えるので、自ら菜食の習慣に馴らされて居つた、更に深く考へて見ると實は十年前所か、百年も千年も前、實は自分が生れるすつと前から網がかけて居つたので、古事記の一節には自分の傳記の一部が、ちやんと載せられて居るのであつた。

(中村學士著「大本教の解剖」一一四頁)

これは大本教の幹部淺野和三郎氏が、海軍機關學校の教授をやめ大本教に歸依したそのときの心理状態を書いたものである、「大本教の解剖」の著者之を評して曰く、「細君が十年來の菜食の習慣を以て淺野氏が大本教に歸依すべき神の準備であつたと云へるならば同様の理由を以て氏は禪宗の坊主になるべき神の準備であつたともいへるし或は高野山の寺男となるべき神の準備であつたともいへるのである、否更に一層適切なる理由を以て、二十年來英語英文學を専攻し來つた同氏は、俄か仕込の牽強附會な言靈學や古事記の曲解に従事するよりも、寧ろ疾に歐米へでも出掛けて、基督教の熱心な信者となるべき神の準備であつたともいへるのである云々」と言つて冷やかして居る、思ふに牛豚肉を食ふと盲腸が痛むので菜食に馴らされたのが、それが神の網にかゝつた證據になるであらうか、古事記に自分に傳記に似よつたのがあるからとて、それが何よりの證據になるであらうか、自分に都合のよい事のみに氣がついて、都合の悪いことは皆棚に上げて隠蔽して居る議論としか考へられない。

第三〇六例

力士が最負客に向つて大に自分の力備を誇り、何時も自分の勝つたときの事のみを得意氣に語るので、之を聞いた或る人「然ば關取は一度も敗けたことはないか」と問ひ返せば、力士平然として答へて曰く「私の敗けたことは敵が語りませう」と。

即ちこの力士は最負客の手前自分に都合のよい方面のみ物語つて、都合の悪い方の話は全部却けて居るのである、「私の敗けたことは敵が語りませう」、成程相手方の力士は又た其の最負客の前に於て、自分の勝つたことのみを物語るものであるから、従て實際こちらの力士の敗けた事も物語る譯である、要するに都合のよい點にのみ立脚し都合の悪いものは棄て、行く方法で、片寄つた我儘な論法であらう。

第三〇七例

老ひ來りて、はじめて道を行せむと待つことなかれ、ふるき墳、多くはこれ少年の人なり、はからざるに病をうけて忽にこの世を去らむとする時にこそ、はじめて過ぎぬる方のあやまれることの知らるれ。

徒然草第四十九段

「老ひ來りて……少年の人なり」は寒山頌の「莫待老來方學道古墳多是少年人」を翻譯したのである、詩文の翻譯を論理的に批判するのは誤つて居るかも知れぬ然し徒然草の本文を基礎として考へて行くならば、徒然草に書いてある通り、古き墳必ずしも少年の人でない、中年の人のもあらう老人のもあらう、それを唯だ少年の人の墳のみであると決めて仕舞ふのは自分の説に都合のよいものゝみを擧げ、都合の悪いものを却けた隠蔽の曲論と云へば云へやう、沒趣味な見方ではあるが。

第三〇八例

實に今回の事は出口教主補個人としても、未曾有の事件であると共に、皇道大本に取つても、皇道宣布に對する最初の一大試鍊であるに違ひない、單に年のみでない、拘引の日までも明かに豫め啓示されてあつた、大正八年一月廿七日の神諭に『辛の酉の紀元節四四十六の花の春、世の立替立直し、凡夫の耳もきくの年』(大正八年二月一日號神靈界掲載)大本信徒も實は此の神

諭が發表された當時は、果して何を啓示されたかを知るに苦しんだが、今回の事件により漸く其の意味を悟り得た次第である、即ち教主補の拘引は本年紀元節の翌日早朝であつたのである、而して本事件の記事差止解禁と共に、全國各新聞が筆を揃へて書きたてたる事に依つて、善き意味と惡き意味とは別として、わが大本の存在は全國の津々浦々迄も知られざるなきに至つた、即ち『凡夫の耳もきくの年』なる神言の成就である。

(大正十年五月十三日大正日日新聞所載)

出口王仁三郎及び淺野和三郎兩氏が不敬事件の被告として、大正十年二月十二日拘引されたのであるが、このことは既に神諭に拘引の日までも豫め啓示されて居たと云ふのである、「辛の酉の紀元節四四十六の花の春、世の立替立直し、凡夫の耳もきくの年」を引用して居る、然し拘引されたのは紀元節ではなくて紀元節の翌日ではないか「四四十六の花の春」とは何のことであらうか、これについての註釋は都合が悪いと見

えて何もせずに飛ばして仕舞つてある、其の次の「世の立替立直し」と云ふ大きな豫言であるが二人の人の拘引位は別に「世の立替立直し」と云ふ様な大事件でないではないか、綾部の井戸の底から見れば、大事件か知らぬが世の立替立直しといふ大袈裟な語にふさはしくないではないか、況んや大本教内でも此二人に對しては心よからず思つて居る人が出て來たではないか「本事件の記事差止解禁と共に全國各新聞が筆を揃へて書き立てた」が爲めに「大本の存在は全國の津々浦々迄も知られざるなきに至つた」其が「凡夫の耳もきくの年」であるとの註釋であるが、こちつけも甚しいではないか、自分の頭に何物かあれば、其に依つて都合のよい考へ方のみをするのは人として免れない所であるが、これは餘りに兒戯に類したこちつけ方ではないか、三才の兒童にもその餘りであることが感付かれるであらう、都合のよいこと許りはこちつけ、都合の悪いことは飛ばして隠蔽して仕舞つて願みないのはよく宗教の經典解釋にあるが、準じて知るべしであらう、少くも斯う云ふ御都合解釋によつて満足し、所謂安心立命し

たと心得て居る人は大本教に限らずお目出度い人と云へやう。

第三〇九例

彗星が現はれると國に變事がある例へば國王が死ぬ。

これは西洋では諺のやうになつて居るが、日本では「彗星が出ると戦争がある」と云ふ、孰れにしても一面のみを見て一面を隠蔽した論である、何せなれば惑星の軌道内に這入つて来る彗星の数を數へると非常な數である、一日に六千七百萬の多數に上つて居る、して見れば地球上の國王が悉く死んでも尙ほ足りない譯ではないか、凶の方の事のみ考へて、吉の方の事を隠蔽して仕舞ふから曲した立論になるのである、彗星の現れる現れぬに關はらず、凶といひ吉と呼ぶるものは依然として存在して居るのである、唯だ凶の事件のみを彗星に結びつけたに過ぎぬのである、曲論であらう。

第三一〇例

「綾部は神の都で既に不思議な靈光が空に輝いて居るから飛行機等が飛んで來やうものならもんどり打つて墜落すること請合」と世迷言を列べて居た大本教も、其筋から所謂其靈光が京都衛生博覽會のサーチライトであつ

たと喝破されて困つて居る處へ、今度は又眞物の陸軍飛行機が三臺まで綾部に飛んで來て、黄金閣の上に低空飛行を行ふといふに愈々消氣返つたが、それでも尙尻ツ尾は見せまいと「唐の飛行機は兎も角日本の飛行機は墜落せしめない」と強辯して居た、トコロが愈々其飛行機三機が無事二十三日朝福知山に到着したが間もなく雷鳴轟き驟雨サツと見舞つたので幹部連は俄に騒ぎ立て、「ソレン神はお怒りだぞよ」と祖靈社に祝詞の聲が起つたとは何處までもイ、氣なもんだ。(大正十年五月二十四日毎日新聞所載)

衛生博覽會のサーチライトを「不思議な靈光」とこちつけ、その理由は「綾部は神の都だから」と云ひ、飛行機が「もんどり打つて墜落」せずに「黄金閣の上に低空飛行を行ふ」と「唐の飛行機は兎も角日本の飛行機は墜落せしめない」とこちつけ、雷鳴が轟けば「それ／＼神のお怒りだぞよ」と云ふ、何處まで行つても自己中心で都合に始つて都合に終るのである、都合がよければ宣揚し、都合が悪ければ隠蔽する、理性ある者に

たと心得て居る人は大本教に限らずお目出度い人と云へやう。

第三〇九例

彗星が現はれると國に變事がある例へば國王が死ぬ。

これは西洋では諺のやうになつて居るが、日本では「彗星が出ると戦争がある」と云ふ、孰れにしても一面のみを見て一面を隠蔽した論である、何せなれば惑星の軌道内に這入つて来る彗星の数を數へると非常な數である、一日に六千七百萬の多數に上つて居る、して見れば地球上の國王が悉く死んでも尙ほ足りない譯ではないか、凶の方の事のみ考へて、吉の方の事を隠蔽して仕舞ふから曲した立論になるのである、彗星の現れる現れぬに關はらず、凶といひ吉と呼ぶるゝものは依然として存在して居るのである、唯だ凶の事件のみを彗星に結びつけたに過ぎぬのである、曲論であらう。

第三一〇例

「綾部は神の都で既に不思議な靈光が空に輝いて居るから飛行機等が飛んで來やうものならもんどり打つて墜落すること請合」と世迷言を列べて居た大本教も、其筋から所謂其靈光が京都衛生博覽會のサーチライトであつ

たと喝破されて困つて居る處へ、今度は又眞物の陸軍飛行機が三臺まで綾部に飛んで來て、黄金閣の上に低空飛行を行ふといふに愈々消氣返つたが、それでも尙尻ツ尾は見せまいと「唐の飛行機は兎も角日本の飛行機は墜落せしめない」と強辯して居た、トコロが愈々其飛行機三機が無事二十三日朝福知山に到着したが間もなく雷鳴轟き驟雨サツと見舞つたので幹部連は俄に騒ぎ立て、「ソレソレ神はお怒りだぞよ」と祖靈社に祝詞の聲が起つたとは何處までもイ、氣なもんだ。（大正十年五月二十四日毎日新聞所載）

衛生博覽會のサーチライトを「不思議な靈光」とこちつけ、その理由は「綾部は神の都だから」と云ひ、飛行機が「もんどり打つて墜落」せずに「黄金閣の上に低空飛行を行ふ」と「唐の飛行機は兎も角日本の飛行機は墜落せしめない」とこちつけ、雷鳴が轟けば「それ〱神のお怒りだぞよ」と云ふ、何處まで行つても自己中心で都合に始つて都合に終るのである、都合がよければ宣揚し、都合が悪ければ隠蔽する、理性ある者に

は到底呑み込めない處であらう、これでなければ成り立たないのかも知れぬ。

第三二一例

赤舌日といふこと陰陽道には沙汰なきことなり、昔の人これを忌まず、この頃何もの言ひ出で、忌みはじめけるにか、この日あること末通らずといひてその日いひたりしことしたりしことかなはず、得たりしものは失ひ、企てたりしこと成らずといふおろかなり、吉日を選びてなしたるわざの末通らぬを數へて見むも又ひとしかるべし、吉凶は人によりて日によらず。

(徒然草第九十一段)

赤舌日(六曜の赤口日)には何事も成功せぬ、得たものは失ふ、爲したこと、企てたことは皆叶はぬと云ふが、それでは「吉日を選びてなしたるわざ」は皆成功して居ると調べて見るとさうでもない、成功せない例も澤山あると云ふのである、厄年も方角も九星も注意の爲様によるのである、頭から決めてかゝると大間違を生ずる。

第三二二例

割増金附勸業債券賣出し一等三千圓五十本、二等五百圓百本、三

等百圓二千本、四等十圓五百本、五等五圓三百五十本、引籤じ總當り一本も空籤なし。

これは第七十八回勸業債券賣出しの廣告であるが「引籤じ總當り、一本も空籤なし」が注意を要する文句である、「一本も空籤なし」の意味は割増金の附着せぬ籤はないといふことであつて、籤はづれの意味ではない、籤はづれは澤山ある、百萬本中九十九萬七千本は籤はづれである(第一回は三千本しか引かないのである)、然るに吾々がこの廣告を見たときは、此債券を買つて持つて居るものは全部、一等三千圓は當らぬにしても最低五圓は必ず當ると考へる、これは次の事實を見れば真相がよく解る、即ち募集金額は壹千萬圓で本数は百萬本である、これが廣告の内には何處にも書いてない次に總本數と第一回引き籤の本數との比例をとると、千本の中三本である、残り九百九十七本は籤に觸れもさはりもせぬのである、一等三千圓の比例をとると二萬本に一本といふ實に稀薄な割合になつて居る、二萬本といへば一口であるが、人の頭は兩手

の指數十本までの比例はどるが、それ以上は只だ多いと云ふ丈で數の觀念が行き届かぬ、その弱點を利用して實數を隱蔽したものであると考へられる。

第三三三例

○田淵豐吉君「……………山川菊枝ト云フ女ノ方ノ書イタ本ヲ私ハ一寸見タノデアリマシテ或ハ間違ツテ居ルカ知ラヌガ、日本ノ農業ニ從事シテ居ル女ノ勞働者ガ八百萬人、而シテ女工ガ六十六萬人以上アル、ソレカラ教員ガ五萬人アル、又工婦ガ七萬人程アル、或ハ鐵道トカ郵便、電話、電信ニ二萬人程ノ人ガ居ルト云フヤウナ非常ナル所ノ大數ヲ數ヘテ居ル……………」

(大正九年第四十三議會衆議院速記録二六六頁)

田淵氏の演説を讀むと最初に「日本ノ農業ニ從事シテ居ル女ノ勞働者ガ八百萬人」次に何は幾ら何は幾らと列擧せられて最後に「非常ナル所ノ大數云々」とある、處がその列擧せられたる各數を計算して見ると次のやうになる。

$$800萬 + 66萬 + 5萬 + 7萬 + 2萬 = 880萬$$

總實數は八八〇萬である、初めに八百萬を掲げ、次に何が何萬何が何萬と加はつて行くから何千萬になるかと思はれるが事實左程でもない、これは人間の數の觀念に於ける弱點を利用し、實數を隱蔽したものであらう、「非常ナル大數」でも何でもない、初めの八百萬が非常なる大數といへば大數であるが、後から加へられた數は簡條書の割合には極めて小數の八十萬に過ぎぬ、感じの増加と數の増加とが平行して居ぬ。

第三三四例

○副島義一君「……………貴族院議員ノ中ニハ國家ニ勳勞アリ、學識アル者ヨリ勅任セラルル者モアリ又貴族ノ代表者、資産家ノ代表者モアル、其數三百有餘名デアアル、又吾々衆議院議員モ無論國家ノ選良デアアル、適當堪能ノ人民ノ代表者デアアル、其數四百有餘名、貴族院、衆議院ノ兩議員ノ數合セテ八百有餘名此八百有餘名カラ組織セラレタル議會ノ議決シタ事ヲ、僅々二十四、五名ノ樞密院顧問ノ議決デ之ヲ翻シ、或ハ其議決ノ效力ヲ薄弱ニスルト云フコトノ出來ルト云フコトハ何ニ因ルノデアアルカ、ソレガ出來ルトスルナラバ、樞

密院顧問ハ非常ナ卓越ナ人材デアルト云フコトヲ先ヅ前提トセ子バナラヌノデア
 アル、併ナガラ固ヨリ樞密顧問モ元勳練達ノ士デアアリマセウケレドモ、此議
 會ノ議員ニ比較シテ、ソレヨリモ非常ニ一層ノ人物デアルト云フコトハ、何人
 モ斷言スルコトハ出來ナイノデアアル(拍手)、然ルニ議會ノ議決シタル上ニ、尙
 ホ樞密顧問ノ議決ヲ經ナケレバナラヌト云フコト殊ニ二十四五名ノ人ノ爲メニ
 議會ノ議決ノ効力ヲ薄弱ニスル、或ハ其効力ヲ沒却スルト云フコトハ、少シモ理
 由ノナイ事デアアル……」(大正十年第四十四議會衆議院速記録七四六頁)

これは樞密院官制改正に關する建議案提出理由の内の一理由であるが、主として數
 の上から論せられたものである。「貴族院衆議院ノ兩議員ノ數合ハセテ八百有餘名、此
 八百有餘名カラ組織セラレタル議會ノ議決シタ事ヲ、僅々二十四五名ノ樞密院顧問ノ
 議決デ之ヲ翻シ或ハ其議決ノ効力ヲ薄弱ニスルト云フコトハ何ニ因ルノデアアルカ」議
 會ノ議決シタル上ニ尙ホ樞密顧問ノ議決ヲ經ナケレバナラヌト云フコト殊ニ二十四、

五名ノ人ノ爲メニ議會ノ議決ノ効力ヲ薄弱ニスル或ハ其効力ヲ沒却スルト云フコトハ
 少シモ理由ノナイ事デアアル」八百有餘名に對する二十四、五名では權衡が取れぬ、約
 三十分の一にしか當らぬ、それでは物足りないではないかと云ふ意味の議論である、
 然し此處が注意を要する點であるまいか、何者か此數の中へ隱蔽してありはせぬか、
 數の大小の中へ都合の悪い理論が振り撒かれてありはせぬか、思ふに本問題は量の問題
 としてでなくして、質の問題として論すべきではあるまいか、「非常ナル卓越ナ人材
 デアルト云フコトヲ先ヅ前提トセ子バナラヌノデアアル」と云ふ文章句が本論の主眼た
 るべきではなからうか、それを唯だ「固ヨリ樞密顧問モ元勳練達ノ士デアアリマセウ
 ケレドモ、此議會ノ議員ニ比較シテ、ソレヨリモ非常ニ一層ノ人物デアルト云フコト
 ハ、何人モ斷言スルコトハ出來ナイノデアアル」だけで捨て、仕舞つて、直に數の問題
 に移るのは、都合の悪い本論を、都合のよい支論の中へ隱蔽したものでなからうか
 著者の見誤りかは知らぬが、初めから數を以て論すべき性質のものでないことは明か

である、然るに強ひて之を論據にせられたのは何が故であるか、三十倍の能力といふ譯の解らぬことを目標とするのが著者には呑み込めないものである、これは隱蔽の曲論としてよりも、先決問題の部に掲げた方がよかつたかも知れぬ。

第三一五例

十三といふ数が不幸を齎すと云ふのは、全く迷信に過ぎない妄説であつて、宇宙の歴史を大觀した場合に、何等それを忌むといふ論據を見出さないものである、米國大統領ウッドロー・ウイルソン氏(Woodrow Wilson)の綴字を合算すると、十三字になる、又た佛國大統領ポール・デシヤテル氏(Paul Deschanel)のフルチームも矢張十三字である、而も右兩氏は今日列強の外交舞臺に立つて、缺くべからざる役割を演じてゐるではないか、殊にデシヤテル氏の如きは十三日に生れ、十三日に結婚し、十三日に大統領に選ばれた、又米國二代目の大統領トーマス・ゼファアーンソンが生れたのは一七四三年の四月十三日であり、米國の國璽が制定されたのは一七八二年の六月十三日であつた、ベンジ

ヤミン・フランクリンが米國の國書を携へて佛國に渡り、米佛兩國間の交渉に成功して、歸國したのは一七八五年の九月十三日であつた、更に一七九二年十月十三日には米國白聖館の親石が据ゑられ、一七九四年一月十三日には米國國旗が公式に制定されたのである、ルイジアナ州を買収する原因をなしたと言はれて居るミシシッピ河の水源が発見されたのは、一八三二年の七月十三日で米墨戰爭の宣戰されたのは、一八四六年の五月十三日であるが、この戰爭の終つたのも一八四七年の九月十三日で、而して米國は其結果多大の成功を贏ち得たのである、自由の鐘を打つて平等の叫びを擧げた、南北戰爭の休戦したのは一八六五年の五月十三日であつた。

(紐育タイムズ紙所載大正九年十月二十五日大正日々轉載)

日本人でも外國人でも、數字について色々の説が伴つて居る、例へば七の數は不思議な數であるといひ、十三の數は縁起の悪い數であるといふ、然しそれは單にさう

いふ眼を以て見るからの事で、その反対の例を挙げれば、幾らも挙げられ得るのである、不思議といふ眼を以て見れば、一も二も三も四も五も六も、それ以上も、皆不思議でならないのである、右の例は歐米人の最も嫌やがる十三日といふ日について、その然らざる所以を例證したのである、『歐米人は十三といふ数を非常に嫌つて、何處のホテルにでも十三號といふ室は、殆ど無い程であるが、それは基督の最後の晚餐の時の同じ卓に坐つたものが十三人あつて、その中の一人ユダが基督を售つたといふ聖徒物語に據つたものである、人類は妄想に支配されるものであると那翁が言つたやうに、十三といふ数を嫌ふ者に取つては、縁起が悪いかも知れないが、十三といふ数それ自らには、何等さう云ふ罪な意味があるとも思はれない、然し歐米人は決して十三日には婚禮をしない、けれども生れる子供は両親の期待に反して、十三日でも遠慮なく産聲を上げる』と大正日日の記者は冷評して居る、此外三の數五の數七の數八の數などについても、面白いのがあるが後日に譲らう。

第二十章

結 論

約四十種の曲論、約三百の實例を列舉して今茲に結論に到着した、顧みて頭の底を、もう一度詮索して見ると、重要な三つの問題が不充分なまゝ、取り残されて居るのに氣がつく、第一は一般と特殊との衝突である、特殊に真であることが一般に真でない、一般に真であることが特殊に真でない、一般と特殊との間に何者かの存在を認めなければならぬと云ふ問題である、これは六ヶ敷い哲學の認識論になるのであつて、一般と稱する普遍妥當性については、昔から色々論議されて來たが今尙つきず、將來も恐らくつきぬであらう、最近ヴァンデルバンドやフッサール、リッカート、ベルグソン、ラッセルなどの碩學鴻儒が、各々各々の立場から論じて居られるのを見ても、中々つきさうにもない、就中大切な問題である認識主體の認識といふことになる、窃取論點に陥つて昔の昔に逆戻りしさうな氣もする、これについては實益を主とした本書には

何も述べまい、後日卑見を述べるときがあるであらう、従て専門の學者が本書を著者の最後の意見として、論難せられざらんことを希望する、然し斯く言ふ著者の頭も、過去に於て長い歴史を持って居る吾々の頭の一つであるから、述べる所が一面的、皮層的、機械的、法則的、固定的、概念的、普遍的、範疇的、記號的、抽象的、假定的、であつて、「ベルグソン」の所謂「出來合の着物」たるを、脱し得ないかも知れぬ。

第二には議論には何時も先決問題が必要である、自分の主張は何處までも突き通し意見と云ふ意見は飽く迄頑張り抜くといふのは、それは勝手に何等差支はないが、此の場合その主張なり意見なりの立場が、必ず據り處のある正しい穩當な立場であるか奈何うか、Aなる立場に論據を据ゑることその事は、誤りではなからうか、不穩當ではあるまいかといふ立場の批判を忘れてはならないといふ事である、人は多く己れの議論の立場を冷靜に批判することなしに、直ぐ様議論に取り掛るものである、「僕はかう思ふ」「君の説は違つて居る」といふ、然し「僕はかう思ふ」と云ふのと相手方が「かう思ふ」といふのと、全く同じ論點に立つて居るのであらうか、若し其論點が少しでも喰ひ違つて居れば、意味が錯雜して來て無理が生ずるであらう、「君の説は違つて居る」と言つても、立場が違つて居るが爲めに違つて居るので、若し同一の立場に立つて居れば、違つて居ないかも知れぬことがある、 $A \parallel B$ 、 $C \parallel D$ であつて、そのAとCとが相等しければ、BとDとが相等しいといふのは、數學上間違は斷じてないのであるが、國際間の貨幣同盟に加入して居る國と國との間では、此の通りには行かぬ、貨幣の實價が違つて來る（大正十年一月五日毎日新聞所載日下部博士「部分は全體より大なり」參照）、數理の立場と國際間の貨幣同盟の立場とを、同一に見ることが既に正しいか、正しからざるかと云ふ先決が必要であらう、アインシュタインの相對性原理を、理解するのに中々六ヶ敷い譯は、數理の組立と心理の組立とを、使ひ分け損なふて居るが爲めではあるまいか、吾々の頭は個性を帯びたもので、奈何うしても差別に傾き易いのである、其頭を以て數理のやうな永久に平等であるべき、純理論を受け入

れやうとするのであるから、其處に無理と錯誤が介在して來るのである、先決批判の照魔鏡がなくては誤りに陥るのは當然であらう、人は多く自分の言ふことのみを言つて、冷かに第三者の位置に立ちながら、批判し議論し、議論し此判して行くと言ふことを忘れ易いものである、生一本に出來上り過ぎて居るやうに思はれる、特に日本人は然りではなからうか。

第三には從來の議論が餘りに外形のみを、權威つけることに傾きすぎて、内容の吟味が疎かであつたと云ふことである、換言すれば御説教と演説、感話と議論とを混じて居つた弊が、今尙ほ存在して居て、中々拭ひ去り難いといふことである、有名な誰れその説だから、偉大なる人格者某の意見だから、諸君も御承知の某々書の第何頁にあるから、誰れもかう言つて居るからと云ふので、或る權威や背景を以て、頭から押さへ付けやうとして來たのであつた、今尙ほかういふ事ばかり考へて居る人がないでもない、書物を讀むにしても、自分の説に身方する意見のみを獵り集めることを

(Clause hunting することを)仕事にして居る人がある、又た演壇に立つたときは、身振りは奈何うであるとか、態度は奈何うであるとか、音聲はかくあらねばならぬとか、餘計なことに苦心してより多くより盛んに權威づけることにのみ、頭を痛めて居る人が十中八九のやうである、これは決して無用なことではなからう、けれども最早或る程度に止めて置くべき時代になつて來たのではあるまいか、誰が何と言はうとも何書に何とあらうとも、權威に眩惑されずに背景に追ひ捲くられないで、眞は眞、偽は偽として處理して行かねばならぬ新時代ではなからうか、權威の爲めに理論が犠牲になつたり、わい／＼騒ぎで數の爲めに無理が通つたりするのは、一時の變態であつて、最後まで賛成すべきものでないのである、以上三個の問題が現に未だ頭に残つて居る、餘程痛切に感じたものと見える、自分ながらその執拗なのに驚く、茲に併せて讀者の周到なる注意を喚起して置きたいのである。

大正十一年二月八日印刷
大正十一年二月十五日發行

詠辯之其研究
定價貳圓五拾錢



著者 荒木良造
發行所 內外出版株式會社代表者
大谷仁兵衛
京都府下京區三條通御幸町西入
印刷者 須磨勘兵衛
京都府下京區北小橋通御幸町西入

發行所

京都市西洞院通七條下
京都市京橋區加賀町十

內外出版株式會社

振替六號三二九五五番

行印部刷印社會式株版出外內

K. 115



503
57

終

